

第2次嬉野市環境基本計画

豊かな自然と共生する魅力あふれるまち 嬉野市



嬉野市

はじめに

嬉野市には、天然記念物のシイ林が広がる唐泉山、ケヤキやイロハモミジなどに彩られた春日溪谷、貴重な植物や昆虫が数多くみられる大野原の草原、様々な生き物を育み、豊かな水をもたらしてくれる塩田川、豊富な湯量とアルカリ性の良質な泉質を誇る嬉野温泉などの豊かな自然がみられます。

このような豊かな自然を背景に、米や大豆、茶などの農作物、それらを加工した酒や湯豆腐、吉田焼・志田焼などの陶磁器といった特産品が作られ、また、自然を活かした観光業が営まれ、それらが地域の人々の生活を支えてきました。



しかしながら、本市においても、身近な生き物の減少や水質汚濁、ごみの不法投棄、温泉の源泉水位の低下などの様々な環境問題がみられ、近年では地球温暖化などの地球規模の環境問題も顕在化してきています。

一方、本市における重要な課題として、少子高齢化や人口流出に伴う過疎化、地域経済の低迷、厳しい財政状況などの社会的・経済的な諸課題も山積しています。これまでこのような社会的・経済的な課題と環境に関する課題は別々のもの、あるいはトレードオフの関係にあるものにとらえられてきましたが、近年では、これら三側面の課題を統合的に解決し、それによる相乗効果を目指す方策が主流化しつつあります。

第2次嬉野市環境基本計画では、このような社会・経済・環境の三側面の課題を統合的に解決し、市民の総合的な福利向上に資するため、次の10年を見据えた環境に関する目標や施策を策定しました。この計画を基に「豊かな自然と共生する魅力あふれるまち嬉野市」の実現に向けて、市民の皆様とともに計画の実行に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に際して貴重なご意見やご提言をくださった市民や事業者の皆様、熱心にご審議を重ねていただいた嬉野市環境審議会の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

嬉野市長 村上 大祐

◆ 第2次嬉野市環境基本計画 目次 ◆

第1章 計画の基本的事項	1
1. 嬉野市環境基本計画について	2
2. 計画の改訂について	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の目標年度・期間	4
5. 計画の対象範囲	4
第2章 嬉野市が目指す環境像	5
1. 嬉野市が目指す環境像	6
2. 計画の体系	7
第3章 施策の展開	9
1. 生物多様性の保全と持続可能な利用	10
1-1 重要地域の保全	10
1-2 里地里山の保全	12
1-3 希少野生生物の保護	14
1-4 自然とのふれあいの場の確保	16
2. 生活環境の保全	18
2-1 大気環境の保全	18
2-2 騒音・振動防止対策の推進	20
2-3 水環境の保全	22
2-4 地下水・温泉の保全	24
3. 低炭素社会・循環型社会の構築	26
3-1 再生可能エネルギーの利用促進	26
3-2 省エネルギーの推進	28
3-3 地球温暖化への適応	30
3-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進	32
4. 環境保全の取り組みの促進	34
4-1 環境教育・環境学習の推進	34
4-2 環境保全活動の推進	36

第4章 重点施策	38
1. 塩田川流域環境の保全・再生プロジェクト	40
2. 地域資源の持続可能な利用プロジェクト	42
3. 観光CO ₂ 削減プロジェクト	44
第5章 事業別環境配慮指針	47
1. 事業別環境配慮指針	48
1-1 共通事項	49
1-2 個別事項	50
第6章 計画の推進	53
1. 計画の推進体制	54
2. 計画の進行管理	55
資料編	57
資料-1 嬉野市環境基本計画策定経緯	58
資料-2 事業者アンケート結果	59
資料-3 関係法令	60
資料-4 嬉野市環境基本条例	73
資料-5 嬉野市環境美化条例	76
資料-6 用語の説明	79



嬉野市役所・塩田庁舎



嬉野市役所・嬉野庁舎

第1章 計画の基本的事項

1. 嬉野市環境基本計画について
2. 計画の改定について
3. 計画の位置付け
4. 計画の目標年度・期間
5. 計画の対象範囲



唐泉山:肥前小富士とも呼ばれ、古くから信仰の対象となってきた山です。山頂付近の自然林は「唐泉山の椎の天然林」として、県の天然記念物に指定されています。

第1章 計画の基本的事項

1. 嬉野市環境基本計画について

嬉野市は平成18年（2006年）1月1日に塩田町と嬉野町の2町が合併して誕生しました。本市は佐賀県の西部に位置し、北～西～南の三方を山地や丘陵地に囲まれています。市東部には有明海から続く平野がみられます。山地や丘陵地は広く森林に覆われるほか、塩田川などの河川周辺や市東部の平野には田園風景がみられ、豊かな自然を育んでいます。

一方、緩やかな丘陵地で栽培される嬉野茶や、平野部で生産される良質の米や大豆、陶石などの資源を活用した吉田焼・志田焼などのやきもの、そして「日本三大美肌の湯」の一つとされる嬉野温泉など、本市には特産品や観光資源が豊富で、地域の自然を活かして人々の生活が営まれてきました。

このような恵まれた自然と、それを活かした人々の暮らしを守り、さらによりよいものとするため、平成21年（2009年）3月に「嬉野市環境基本計画」を策定し、これまでにこの計画に基づいて市の環境保全に関する取り組みを進めてきました。

2. 計画の改訂について

平成21年（2009年）3月に策定された「嬉野市環境基本計画」の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成29年度（2017年度）までとされています。このため、前回策定後の社会情勢や環境問題の変化を踏まえて計画を改定し、平成30年度（2018年度）以降の目標や施策について定めた「第2次嬉野市環境基本計画」を策定することとしました。



志田焼の里博物館



茶畑



シーボルトの足湯

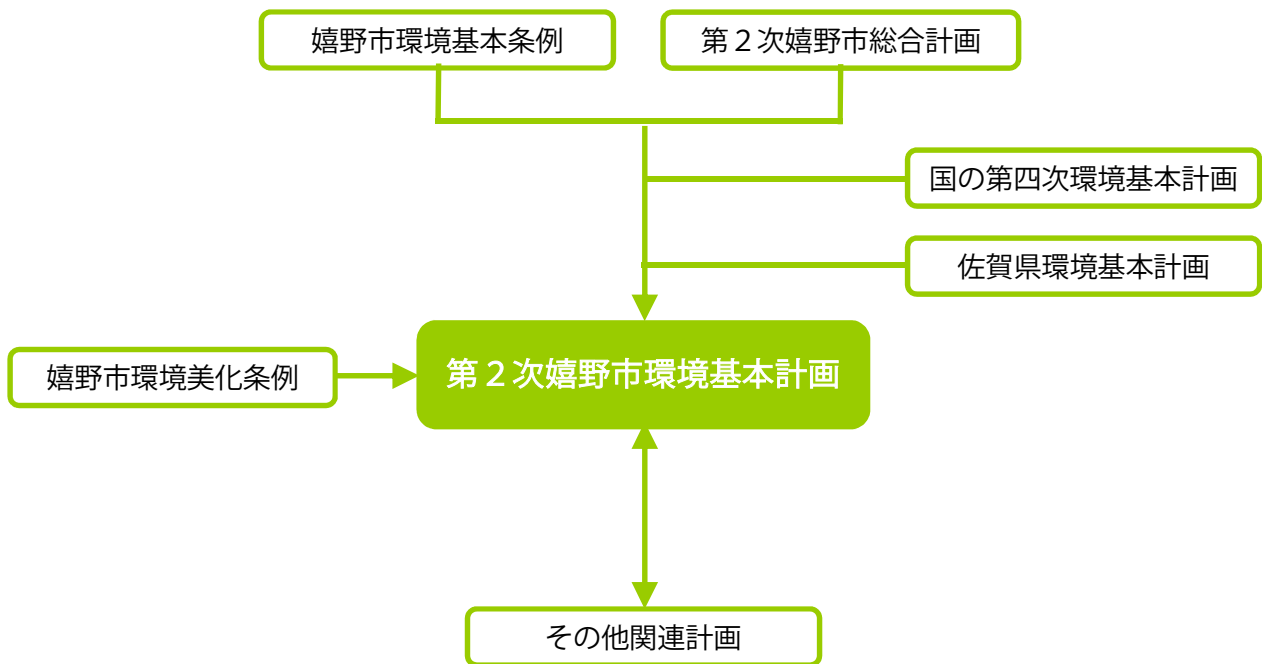


地酒

3. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法第36条*及び嬉野市環境基本条例第10条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。

また、本市ではまちづくりの指針となる最上位の計画として、「第2次嬉野市総合計画」を策定しています。本計画の策定に際しては、「第2次嬉野市総合計画」の内容に即したものとするとともに、その他の計画との整合についても視野に入れることとします。



※環境基本法

平成5年（1993年）制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢（けいたく）の享受と継承など」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

※環境基本法第36条（条文一部抜粋）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第1章 計画の基本的事項

4. 計画の目標年度・期間

本計画の目標年度は平成39(2027)年度、計画期間は平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間とします。

また、計画策定の5年後にあたる中間年度(平成34年度)には、平成34(2022)年度までの進行状況と本市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

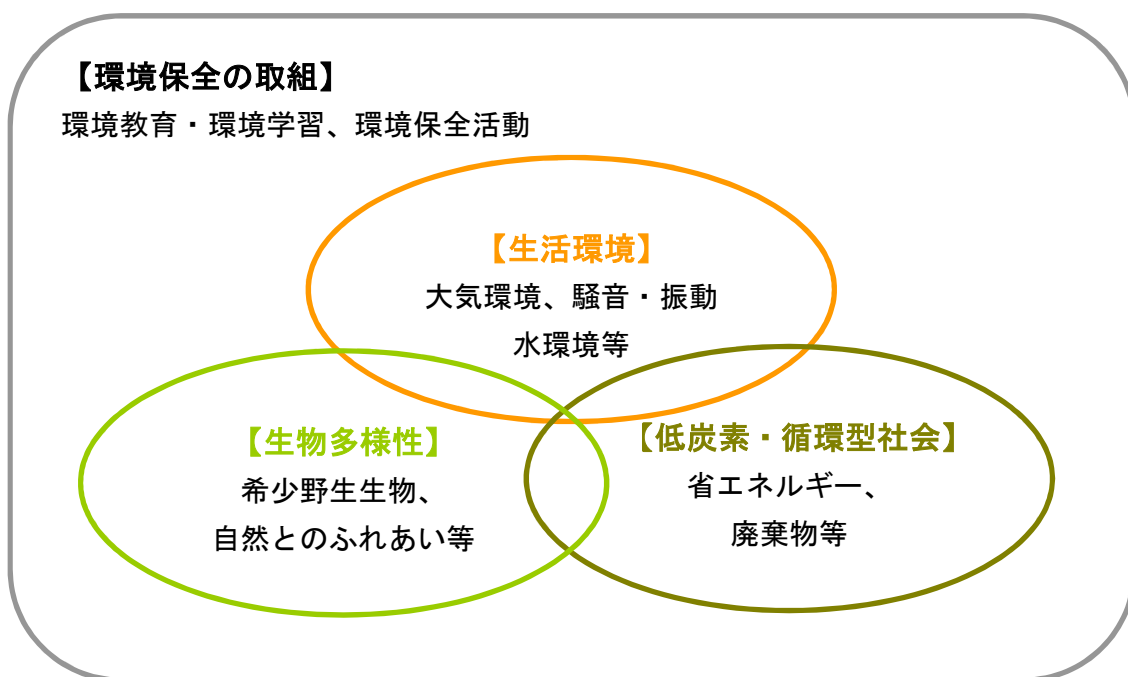


5. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、嬉野市の行政区域全域とします。

また、本計画で取り組む環境要素の対象範囲は、身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境までに至る範囲とします。

本計画の対象主体については、市民、事業者、行政(市)とします。



第2章 嬉野市が目指す環境像

1. 嬉野市が目指す環境像
2. 計画の体系



塩田川:太良山系の虚空蔵山などを水源とする二級河川で、嬉野・塩田の両市街地を貫流し、有明海に達しています。嬉野市の塩田橋付近まで潮がさかのぼってきます。

第2章 嬉野市が目指す環境像

1. 嬉野市が目指す環境像

本計画では、「第2次嬉野市総合計画」に係るアンケートの結果及び「嬉野市環境基本条例」に掲げられている「基本理念」を踏まえ、嬉野市が目指す環境像を次のとおりとします。

豊かな自然と共生する魅力あふれるまち 嬉野市

第2次嬉野市総合計画策定に係るアンケートの結果によると、嬉野市の魅力として最も多かった回答が「自然環境が豊かである」ことで、その豊かな自然は、農業や林業、観光業など、人々の生活の営みの中で残され、つくられてきたものです。

一方で、同じアンケートの市政に対する満足度のうち、「自然とその環境を守り、自然と親しめるまちづくり」に満足している市民の割合は約4割にとどまっており、嬉野市において「豊かな自然との共生」は道半ばといえます。

これを踏まえ、将来の嬉野市には、「豊かな自然」があること、それと「共生する」人々の暮らしがあること、そして、それが嬉野市を「魅力あふれるまち」にしていること、すなわち「豊かな自然と共生する魅力あふれるまち」が嬉野市において実現されていることを目指し、これを将来像として掲げることとしました。

【嬉野市環境基本条例（第3条：基本理念）】

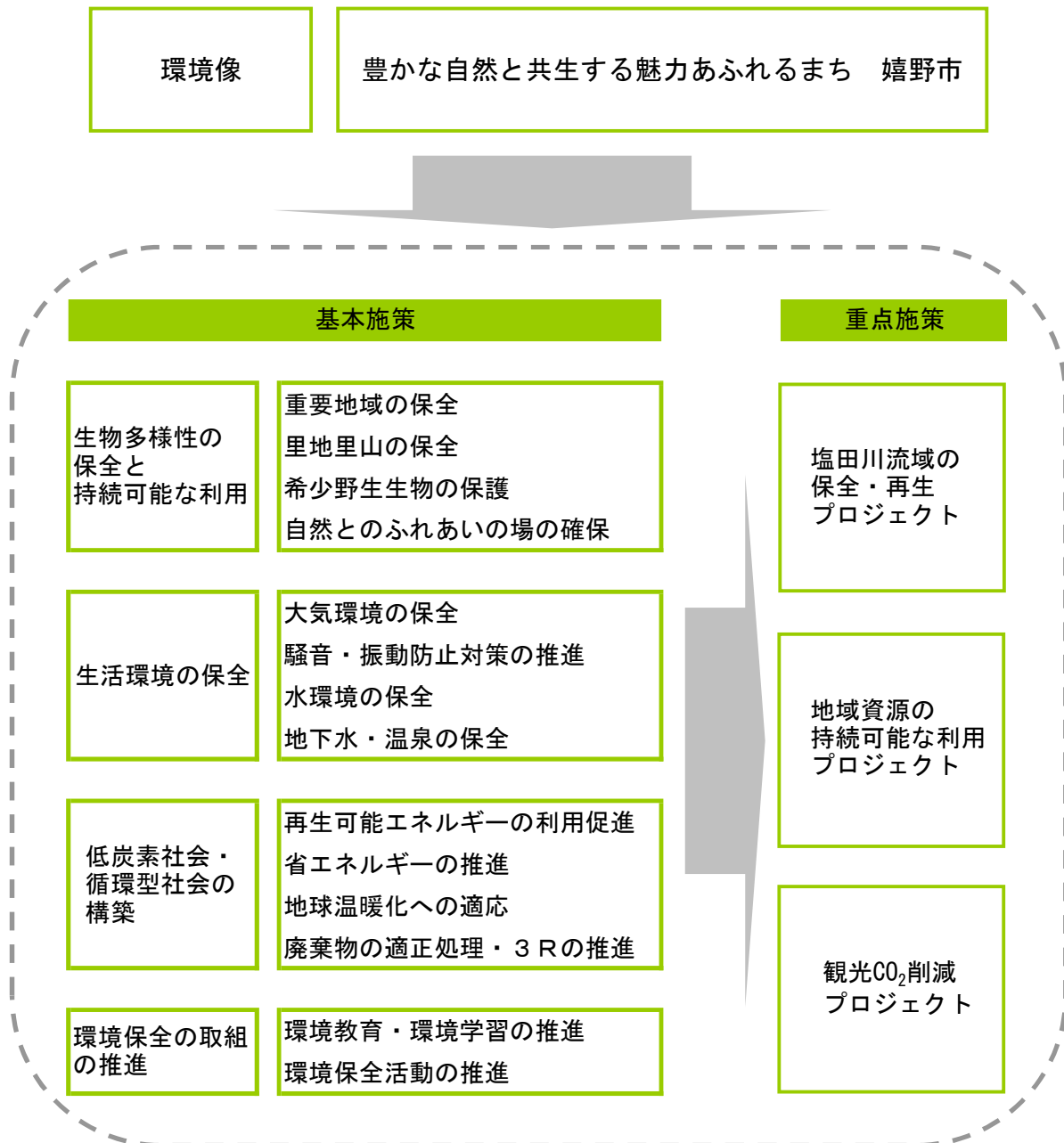
環境の保全是、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。



建設が進む九州新幹線西九州ルート

2. 計画の体系

本計画では、本市の目指す環境像を実現するため、自然環境の保全、生活環境の保全、低炭素社会・循環型社会の構築をそれぞれ基本施策として定め、さらに「基本施策」に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要がある事項については「重点施策」として位置付け、より具体的な施策の展開を図ります。



第2章 嬉野市が目指す環境像

【佐賀県生物多様性重要地域】

佐賀県では、生物多様性保全の重要性について普及・啓発を行い、地域住民によるその保全活動を推進するため、「生物多様性重要地域保全事業」を実施しています。

同事業では、県内の生物多様性を保全するに際して特に重要な地域を「生物多様性重要地域」として選定しています。これまでに10地域が「生物多様性重要地域」に選定されており、嬉野市では「大野原及び周辺ため池」がその一つとして選定されています。

「大野原及び周辺ため池」の選定理由は以下のとおりです。

- ・草刈りや野焼きによって維持されている草原で、希少種が多く確認されていること。
- ・地元小中学校がオオウラギンヒョウモンを自然環境学習のテーマとして保全に取り組んでいること。
- ・周辺のため池が豊かな生物多様性を有していること。

「大野原及び周辺ため池」が「生物多様性重要地域」に選定されたことにより、来訪者や地域住民がその重要性を理解・認識し、生物多様性に関する意識の向上が図られることが期待されます。



● 佐賀県生物多様性重要地域位置図 ●

出典：佐賀県「佐賀県生物多様性重要地域（第2期）を選定しました」<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313967/index.html>

第3章 施策の展開

1. 生物多様性の保全と持続可能な利用
 - 1-1 重要地域の保全
 - 1-2 里地里山の保全
 - 1-3 希少野生生物の保護
 - 1-4 自然とのふれあいの場の確保
2. 生活環境の保全
 - 2-1 大気環境の保全
 - 2-2 騒音・振動防止対策の推進
 - 2-3 水環境の保全
 - 2-4 地下水・温泉の保全
3. 低炭素社会・循環型社会の構築
 - 3-1 再生可能エネルギーの利用促進
 - 3-2 省エネルギーの推進
 - 3-3 地球温暖化への適応
 - 3-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進
4. 環境保全の取組の推進
 - 4-1 環境教育・環境学習の推進
 - 4-2 環境保全活動の推進



春日溪谷：吉田川上流部にある溪谷です。川の両側は急な崖になっており、所々に深い淵がみられます。周辺にはアカガシ、ケヤキ、イロハモミジなどの木々が茂り、紅葉の名所として知られています。

第3章 施策の展開

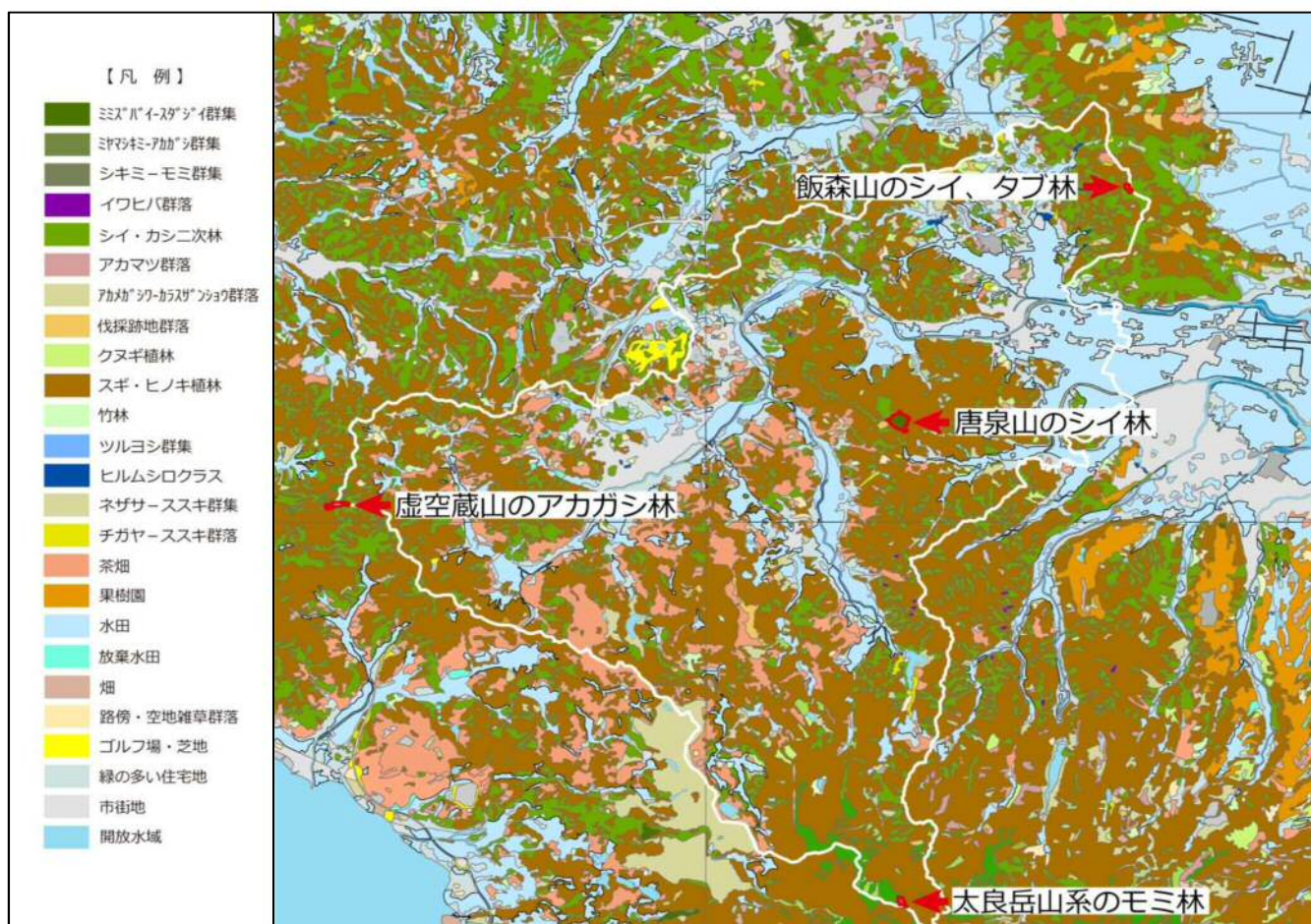
1. 生物多様性の保全と持続可能な利用

1-1 重要地域の保全

◆現状

- 本市の森林面積は 7,201ha と市域の 57%を占めますが、そのうち自然林の面積は 16ha で、森林面積の 0.2%に過ぎません。
- 市内には、重要な植物群落（環境省・特定植物群落）として、「飯森山のシイ、タブ林」、「唐泉山のシイ林」がみられます。
- その他の自然林として、虚空蔵山にアカガシ林、太良岳山系にモミ林がみられます。
- 上記「唐泉山のシイ林」は県の天然記念物にも指定されています（「唐泉山の椎の天然林」として指定）。

● 嬉野市における自然林の分布 ●



※出典：環境省自然環境 Web-GIS（自然環境保全基礎調査植生調査 現存植生図）より作成

◆課題

- 重要な植物群落や自然林の保全が求められます。
- 自然林の保護地域指定等の検討が求められます。

◆目標

自然保護上重要な地域の保全

【数値目標】

自然林面積：16ha（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現在の自然林面積：16ha（現状維持）

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 重要な植物群落である「飯森山のシイ、タブ林」、「唐泉山のシイ林」の保全に努めます。
- 虚空蔵山のアカガシ林、太良岳山系のモミ林などの自然林の保全に努めます。
- 必要に応じて、自然林等の自然保護上重要な地域について、保護地域指定を検討します。

【市民の取り組み】

- 天然記念物指定地域等における規制を遵守しましょう。
- 重要地域の自然の理解に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 重要地域及びその周辺での作業に際しては、規制を遵守するとともに、自然環境への配慮に努めましょう。



唐泉山のシイ林



太良岳山系のモミ林（国見岳）

※生物多様性

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接または間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

第3章 施策の展開

1-2 里地里山の保全

◆現状

- 市内の植生についてみると、丘陵地や山地では、スギやヒノキの植林、シイやカシ類の二次林、茶畑などが大部分を占めており、平野部は主に水田や住宅地として利用されています。このように、本市の植生は大部分が人の影響を大きく受けた植生となっています。
- 市内では、イヌセンブリ、タヌキモ、サワギキョウ、マンシュウスイラン、トチカガミ、ミズオオバコ、ミズトンボなど、里地里山の湿地やため池に生育する希少な植物の生育が確認されています。
- 塩田川水系には、オイカワ、カワムツ、ウナギ、ヤマノカミ、ヤリタナゴ、イトモロコ、ヤマトシマドジョウ、コイ、モクズガニなどが生息しており、アユが遡上してきます。
- 市内には大野原などに二次草原（野焼きや草刈りなどによって人為的に維持されている草原）がみられます。市内の二次草原には、ウメバチソウ、クララ、ムラサキセンブリ、スズサイコ、ノヒメユリなどの植物、オオウラギンヒョウモン、ウラギンスジヒョウモンなどの昆虫類がみられ、このような動植物が生息・生育する場所として重要です。
- 市内では近年、竹林が拡大傾向にあり、里地里山の生物多様性の低下が懸念されています。
- 市内の里地里山には、セイタカアワダチソウ、シナダレスズメガヤ、オオブタクサ、アライグマ、ウシガエル、タイリクバラタナゴ、オオクチバス、アメリカザリガニなどの外来生物が生息・生育しており、在来種や生態系への影響が懸念されています。
- 近年、イノシシ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農林業被害が増えています。

◆課題

- 近年、耕作を放棄された水田が増えており、水田を繁殖地とするカエル類やイモリの減少や、これらを捕食するサシバなどの動物の減少が懸念されます。耕作放棄地の増加防止と水田に戻す施策が求められます。
- 市内の湿地やため池には、多くの希少種が生育しているため、これらの生息・生育状況をモニタリングするとともに、有効な保全対策の実施が求められます。
- 河川に生息する魚類をはじめとする生物を保全するためには、堰等による移動障害解消のための魚道の新設や改良、淵や瀬の保存・再生、水際の植生などが重要です。
- 新たな外来生物の遺棄・放逐の防止、既に野外に生息・生育している外来生物の駆除等の対策が求められます。



大野原の二次草原



大野原の二次草原（野焼き中）

◆目標

里地里山における生物多様性の維持・回復

【数値目標】

耕作放棄地面積：380ha（平成 39（2027）年度）

【設定理由】

現状維持（現状：380ha）

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 耕作放棄地の増加防止と復田の支援に取り組みます。そのため、国や県と連携し、中山間地等直接支払制度や農地・水保全支払交付金などの制度の活用促進に努めます。
- 草地、ため池、人工林の適正な管理の支援に努めます。
- 湿地やため池に生息・生育する希少生物のモニタリングと保全対策の実施に努めます。
- 河川の整備に際しては、そこに生息・生育する生物に配慮し、魚道の新設や改良、淵や瀬の保存・再生、水際の植生の維持に努めます。
- 新たな外来生物の遺棄・放逐の防止、既に野外に生息・生育している外来生物の駆除に努めます。
- 農地及び森林を保全するため、イノシシ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農林業被害の軽減対策に取り組みます。

【市民の取り組み】

- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性の確保に配慮しましょう。
- ため池の維持管理活動に参加しましょう。
- 外来種*問題をよく認識しましょう。また、外来動物の遺棄・放逐、外来植物の自然植生中への植栽を行わないようにしましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施に際しては、里地里山の自然環境の保全に努めましょう。
- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性の確保に配慮しましょう。

※外来種

人間活動（法面緑化用の吹き付け、牧草としての導入、飼料の輸入、ペット・家畜として導入されたものの遺棄・放逐、食用魚としての導入など）に伴って、それまでその生き物が生息していなかった地域に持ち込まれた生き物のことを指します。外来種には、国外から持ち込まれたものだけでなく、国内の他地域から持ち込まれたものも含まれます。例えば、ゲンジボタルは地域によって発光周期などが異なっており、他地域から持ち込むことは、保全上問題がある行為です。

1-3 希少野生生物の保護

◆現状

- 市内の希少な植物には、森林に生育するツクシアオイ、イナモリソウ、ツルギキョウ、ナギラン、湿地やため池に生育するタコノアシ、ミズスギナ、クロホシクサ、草原に生育するウメバチソウ、ノヒメユリなどがあります。
- 市内に生息記録のある希少な動物には、鳥類ではヤマドリ、アオバズク、ヤマセミ、両生類ではカスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、魚類ではスズキ、ヤマノカミ、昆虫類ではベニツチカメムシ、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンヒョウモンなどがあります。
- オオウラギンヒョウモンは現在では県内で嬉野市にのみに生息する昆虫（チョウ）です。野焼きによって維持されている二次草原に生息しており、野焼きなどの管理を継続することが重要です。
- 市内の希少野生生物を保護する上で重要なハビタット*として、森林、草原、湿地、ため池、河川、水田などが挙げられます。また、森林と水田や湿地、河川と水田など複数のハビタットを必要とする生物もいるため、これらのつながりを維持・回復することも重要です。

◆課題

- 希少野生生物の生息・生育状況をモニタリングするとともに、有効な保全対策の実施が求められます。
- 二次草原やため池、水田など、人為的に維持されている環境については、適切な管理がなされることが必要です。



ツクシアオイ



ウメバチソウ

※ハビタット

生物の生息・生育場所のこと。それぞれの種は固有のハビタットを有しており、各種を保全するには、その種に固有なハビタットを保全することが重要です。

◆目標

市内に生息・生育する希少野生生物を1種も絶滅させない

【数値目標】

希少昆虫類の生息種数：6種（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現状維持（現状：6種（種名は下表のとおり））

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 希少種の生息・生育状況のモニタリング、有効な保全対策の実施に努めます。
- 草原、湿地、ため池、河川など、市内の希少野生生物を保護する上で重要なハビタットの保全に努めます。
- 公共事業の実施に際しては、希少生物の生息・生育環境の保全に努めます。

【市民の取り組み】

- 希少な植物を自生地から持ち帰ることは慎みましょう。
- 希少な生物に影響を及ぼす外来動物の遺棄・放逐、外来植物の自然植生中への植栽を行わないようにしましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施に際しては、希少生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、希少野生生物に配慮しましょう。

● 嬉野市における希少野生昆虫類 ●

目名	科名	種名	生息確認地		カテゴリー	
			旧嬉野町	旧塩田町	環境省RL2017 ¹⁾	佐賀県RL2003 ²⁾
カメムシ目	ツチカメムシ科	ベニツチカメムシ		○		準絶滅危惧
	キンカメムシ科	アカスジキンカメムシ	○			情報不足
コウチュウ目	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ		○	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
チョウ目	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	○		準絶滅危惧	準絶滅危惧
		オオウラギンヒョウモン	○		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
	ヤガ科	アオモンギンセダカモクメ		○		情報不足
3目	5科	6種	3種	3種	3種	6種

1) 環境省RL2017：環境省「環境省レッドリスト2017」

2) 佐賀県RL2003：佐賀県「佐賀県レッドリスト2003」

第3章 施策の展開

1-4 自然とのふれあいの場の確保

◆現状

- 市内には、身近な場所に森林や川、ため池などの自然がみられ、自然とのふれあいの場としても活用されています。
- その他、自然とのふれあいの場としては、広川原キャンプ場、轟の滝公園、春日溪谷、和泉式部公園などがあります。
- 市内には、水の神様を祀る丹生神社や、白ナマズを神様の遣いとして祀っている豊玉姫神社など、信仰と自然との結びつきがよくわかる神社が多くみられます。このように、古くから人々は、自然とのふれあいを通じて地域の文化を育んできました。
- 市民の自然とのふれあいの場として重要な塩田川では、地域住民等によって河川の清掃等の管理が行われており、快適に自然とふれあうことができるようになっています。
- 地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム*」を推進することを目的に、エコツーリズム推進法が平成19年（2007年）6月に制定されました。
- 市内でのエコツーリズムとして、「九州オルレ嬉野コース」を活用したものなどがあります。「九州オルレ嬉野コース」は、轟の滝公園などを巡る12.5kmのトレッキングコースです。

◆課題

- 快適に自然とふれあえるようにするため、森林や川、ため池などでの不法投棄の防止に努めることが望まれます。
- エコツーリズムの推進を通じて、住民自身が地域の自然の価値に気づき、それが地域の環境保全や観光振興、地域振興、環境教育の推進につながる好循環が生まれることが望まれます。



広川原キャンプ場



九州オルレ嬉野コース

※エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。

◆目標

地域の自然に親しむ市民の数を増やす

【数値目標】

「自然の緑や花を身近に感じられる環境」に関して市民が満足している割合：
60%以上（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現状（平成28（2016）年度実施の市民アンケート：50.2%）の約10ポイント増

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 森林や河川などの自然とのふれあいの場の適切な管理により、自然環境の保全及び自然とのふれあいの場の確保に努めます。
- 塩田川などでの不法投棄の防止に努めます。
- エコツーリズムの推進に努めます。
- 自然とのふれあい施設については、機能維持・向上の観点から必要な改修に努めます。改修にあたっては、バリアフリーにも配慮します。
- 自然環境教育・体験学習の充実に努めます。
- 自然とのふれあい施設の設置に際しては、設置場所の工夫、地形改変の最小化など、自然環境に配慮します。
- 天然記念物指定地域等では、立入者に規制の周知を図ります。
- 自然とのふれあい活動において、自然保護上問題のある行為が発生しないよう、利用者の啓発に努めます。

【市民の取り組み】

- 自然とのふれあい活動に際して、自然環境への配慮に努めましょう。
- 天然記念物指定地域などへの立ち入りに際しては、規制を遵守しましょう。
- 自然環境教育・学習を通じて、自然に関する理解の向上に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施に際しては、森林・緑地を保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めましょう。
- 自然とのふれあい施設設置に際しては、自然環境への配慮に努めましょう。
- 自然とのふれあいを実体験するエコツーリズムの機会や場の提供に努めましょう。

第3章 施策の展開

2. 生活環境の保全

2-1 大気環境の保全

◆現状

- 嬉野測定局（所在地：嬉野市嬉野町大字下宿乙 1453）における過去5年間の大気の測定結果によると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、毎年、環境基準を満足していますが、光化学オキシダントについては、いずれの年も環境基準を満足していません。また、微小粒子状物質（PM2.5）については、平成26（2014）年度以降調査が行われていますが、いずれの年も環境基準を満足していません。
- 近年、我が国における光化学オキシダントの濃度レベルは上昇傾向にあるとともに、光化学オキシダント注意報の発令地域が広域化しています。これらの要因として、国内における大気汚染物質の排出状況や気象条件のほか、アジア大陸などからの越境汚染の影響も指摘されています。

◆課題

- 今後も良好な大気環境を維持していくため、自動車や工場などからの排出ガス対策、悪臭対策を推進することが重要です。

◆目標

健康な生活を営める大気環境の維持・改善

【数値目標】

事業者が排出ガス規制適合車や電気自動車などの低公害車を導入している割合
：80%以上（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現状の倍増

（現状：導入している事業所 39.5% 導入を予定している事業所 42.1%

[平成29（2017）年度事業者アンケート結果]

● 嬉野市における微小粒子状物質（PM2.5）の観測結果 ●

	観測結果	環境基準
1年平均値	20.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (H26) 15.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (H27)	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	25日 (H26) 7日 (H27)	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※出典：佐賀県ウェブページ「平成26年度大気環境調査結果」、「平成27年度大気環境調査結果」

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 市民が、自動車に依存した生活から、目的に応じて公共交通機関、自転車、徒歩などの交通手段を使い分ける生活への転換ができるよう、啓発に努めます。
- 公用車の効率的な使用や低公害車の導入に努めます。また、沿道の緑化、交通の流れの分散化、円滑化に努めます。さらに、市民や事業者に対して、エコドライブ*に関する普及啓発、低公害車*の導入促進を図り、自動車排出ガスの削減を推進します。
- 工場や事業所などから発生する悪臭については、適宜、適切な指導を行い、悪臭の未然防止に努めます。また、事業活動や市民の日常活動に起因する悪臭の発生を防止するため、意識啓発・悪臭防止に関する情報提供に努めます。
- 県と連携して、大気汚染状況のモニタリングと評価、市民への情報発信、光化学オキシダントに係る緊急時対応を図ります。
- 廃棄物処理法及び生活環境の保全に関する条例に基づく規制などにより、焼却に伴う環境汚染の防止を図ります。

【市民の取り組み】

- 外出時は、できるだけ、公共交通機関や自転車、徒歩で移動しましょう。
- 低公害車・低燃費車の購入を検討しましょう。
- エコドライブを実施しましょう。

【事業者の取り組み】

- 工場・事業所においては、必要に応じて大気汚染物質防止設備を導入し、適切に点検しましょう。
- 低公害車・低燃費車を積極的に導入しましょう。
- エコドライブを実施しましょう
- 共同配送の実施に取り組みましょう。
- 悪臭の防止対策に努めましょう。



嬉野測定局

※エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のことをいいます。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

※低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称です。電気、太陽光、エタノールなどを動力源とする車が開発されています。

第3章 施策の展開

2-2 騒音・振動防止対策の推進

◆現状

- 自動車騒音調査結果によると、平成 27（2015）年度の面的評価の状況は、評価区間 16 区間中 13 区間では昼間・夜間とも評価対象住居すべてで環境基準値以下でしたが、3 区間では昼間・夜間のいずれか、または昼間・夜間ともに基準値超過の住居がみられました。また、評価対象区間における住居等の総戸数は 1,323 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、1,265 戸（達成率 95.6%）でした。
- 道路騒音・振動への影響が大きい自動車交通量についてみると、長崎自動車道や国道で多く、最も多い長崎自動車道の嬉野インターチェンジ付近で、平日 14,036 台／日（平成 27（2015）年度）、次いで多い国道 498 号の塩田町大字久間付近で、平日 12,616 台／日（平成 27（2015）年度）となっています。
- 市内を通過・停車する九州新幹線西九州ルートが平成 34（2022）年度に開業予定です。同ルートの建設に際しては、騒音に関する環境基準を達成するため、防音壁の設置、ロングレール化などの対策をとっています。

◆課題

- 自動車や工場などの騒音・振動防止対策の推進が求められます。



国道 498 号・塩田町久間付近



工事中の九州新幹線西九州ルート

◆目標

健康な生活が営める音環境の保全

【数値目標】

自動車騒音面的評価における環境基準達成率：100%（平成 39（2027）年度）

【設定理由】

平成 27 年（2015 年）時点での環境基準達成率（昼間・夜間ともに達成した地域）：95.6%

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 国・県と連携し、市内における道路交通騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努めます。
また、国・県道の主要幹線では低騒音舗装等による道路構造対策を国や県に要望します。
- 平成 34（2022）年度に開業予定の九州新幹線西九州ルート周辺における騒音・振動の状況把握と監視について、国・県と連携しながら取り組みます。
- 工場・事業所から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適正な指導を行います。
- 近隣騒音*の実態を把握し、啓発するとともに、近隣騒音対策を推進します。
- 地域の実情を踏まえ、必要に応じて騒音・振動の実態把握に努めます。

※近隣騒音

カラオケ・ピアノ・エアコンなどの音、飼い犬の鳴き声など、騒音源が近隣にあって、付近の住民の生活環境を損なうような騒音。

【市民の取り組み】

- 自動車の点検整備に努めましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 自動車の空ぶかしなどをしないようにしましょう。
- 自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- テレビ・楽器の音やペットの鳴き声など近隣に迷惑をかけないよう気をつけましょう。

【事業者の取り組み】

- 周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置に努めましょう。
- 店舗からの営業音声の遮音対策を実施しましょう。
- 深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。



「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会」による新幹線嬉野温泉駅周辺まちづくりの提案図

第3章 施策の展開

2-3 水環境の保全

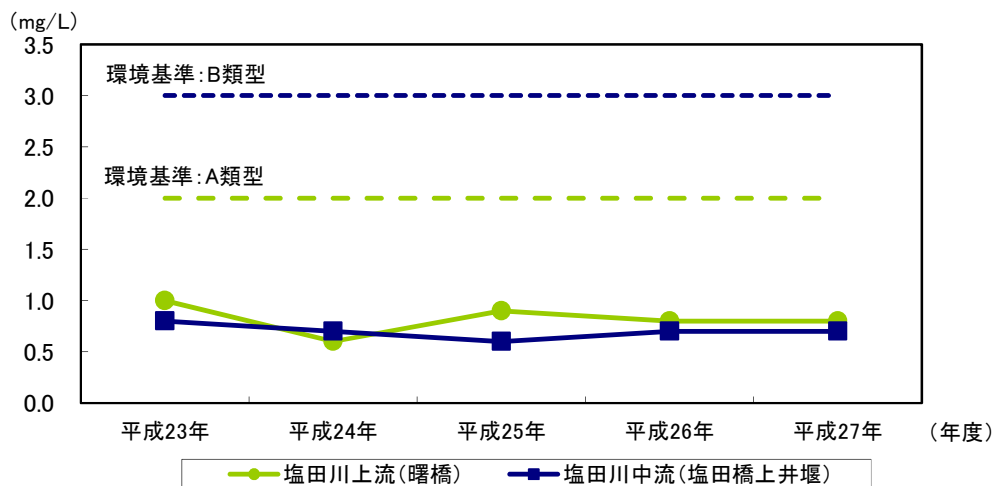
◆現状

- 本市の市域の大部分は塩田川の流域で、塩田川のほか、その支流である吉田川、岩屋川内川、八幡川、下宿川、西川内川などがみられます。また、旧塩田町の南部は鹿島川の流域となっています。年降水量は約 2,270mm と多く、特に梅雨時の 6 月、7 月の降水量は各月約 400mm と非常に多くの雨が降ります。
- 市内の塩田川では、BOD*（生物化学的酸素要求量）、pH、溶存酸素濃度、浮遊物質量については、近年環境基準を超える値は観測されておらず、比較的良好な水質を保っています。
- 本市における污水处理人口普及率は平成 28 年度現在、62.2%（下水道普及率は 24.8%）と、全国平均の 90.4%よりも低い水準に留まっています。
- 本市では、污水处理人口を効率的に増やすため、嬉野市営浄化槽事業に取り組んでいます。

◆課題

- 市内の河川水は白石町及び鹿島市を通過して有明海に流れ込むため、これら下流域の水質やそこに生息する生物、水利用などへの配慮が必要です。
- 市内及び塩田川・鹿島川流域、有明海の水質保全のため、污水处理人口普及率を高めることが重要です。
- 河川水や地下水、ため池の水質保全のため、適切な土地利用の維持（森林、水田の保全など）、水環境に配慮した農業の推進（適切な施肥、家畜の排泄物処理など）も重要です。

● 塩田川の水質（BOD、75%値）の経年変化 ●



※ BOD（生物化学的酸素要求量）

有機物による汚濁の程度を示す指標の1つ。「試水中に従属栄養細菌によって消費される有機物がどれだけあるか」を、暗所に 20℃で 5 日間放置した試水中の溶存酸素減少量から推定する方法です。

◆目標

快適な水環境の保全・創出

【数値目標】

汚水処理人口普及率：90%（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現状（平成28（2016）年度現在、62.2%）の約30ポイント増

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 河川などの公共用水域における水質の監視・観測の充実を図ります。また、水質の監視・観測結果を基に、適宜、水質保全対策を講じます。
- 下水道の建設を進めるとともに、合併浄化槽の普及促進、維持管理の啓発に努めます。
- 森林、水田、水辺の植生の保全など、適切な土地利用の維持により、自然の水質浄化機能及び河川流量の維持、向上に努めます。
- 森林の水源かん養機能の維持、向上のため、森林の適切な管理に努めます。
- 施肥や農薬散布の適正化、家畜の排泄物処理の適正化など、水環境に配慮した農業の推進により、河川水、ため池などの水質保全に努めます。
- 水質保全に関わる様々な情報について、市民・事業者への提供に努めます。

【市民の取り組み】

- 公共下水道の整備地域では、速やかに排水設備を下水道に接続しましょう。
- 公共下水道の処理区域外では、合併浄化槽の設置と適切な維持管理に努めましょう。
- 水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。
- 米のとぎ汁の有効活用や油を流さない工夫、洗剤の適正使用など、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- 節水を心がけましょう。

【事業者の取り組み】

- 公共下水道の整備地域では、速やかに排水設備を下水道に接続しましょう。
- 公共下水道の処理区域外では、合併浄化槽の設置と適切な維持管理に努めましょう。
- 水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。
- 工場・その他事業所の排水は適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。
- 施肥や農薬散布の適正化、家畜の排泄物処理の適正化に努めましょう。

第3章 施策の展開

2-4 地下水・温泉の保全

◆現状

- 本市の上水道普及率は平成 27（2015）年度現在 95.0%で、上水道未整備地域では、多くの世帯が飲料水を地下水に頼っています。
- 温泉のくみ上げ量との関係が深い嬉野温泉の源泉水位は、平成元年（1989 年）頃から平成 15 年（2003 年）頃にかけて著しく低下していました。それ以後は回復傾向にあるものの、今後も源泉の動向について注視していく必要があります。
- 本市温泉資源の保護と持続的な温泉供給を目的として、平成 29（2017）年度より、市内の湧出（揚湯）源泉の状況（水位、揚湯量、温度等）を一元的かつリアルタイムに把握できる「源泉集中管理モニタリングシステム」の導入事業に着手し、平成 31（2019）年度までにシステムを構築する予定です。

◆課題

- 地下水かん養のため、森林、水田、湿地の適切な保全が求められます。
- 温泉資源の保護と持続的な温泉供給のため、関係者間の相互理解と連携体制が重要となります。



嬉野温泉の湯宿（ゆしゆく）広場

◆目標

●安全で持続可能な地下水の保全

【数値目標】

森林率：57.9%（平成 39（2027）年度）

【設定理由】

現状維持（地下水かん養において重要な森林を減少させない）

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 地下水かん養のため、森林、水田、湿地の保全に努めます。
- 環境保全型農業の推進により、地下水の水質保全に努めます。
- 温泉資源保護*のための取り組みを推進します。
- 地下水の水質の監視に取り組みます。
- 地域の状況に応じた上水道の建設・維持に取り組みます。
- 地下水質の水質調査、水質保全に関わる様々な情報について、市民・事業者への提供に努めます。

【市民の取り組み】

- 地下水汚染が確認された場合は市や県などに連絡し、指示を仰ぐなど、積極的に汚染防止のための対策に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 地下水の水質を保全するため、適切な農薬、肥料の使用に努めましょう。
- 地下水の汚染が確認された場合は市や県などに連絡し、指示を仰ぐなど、積極的に汚染防止のための対策に努めましょう。
- 温泉資源保護*のため、適正な温泉資源の利用（適正なくみ上げ量の遵守など）に努めましょう。



嬉野温泉と塩田川

※温泉資源保護について

環境省の「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）」では、温泉資源の保護のため、温泉の掘削等の規制、採取量の制限、集中管理等について、指針が示されています。

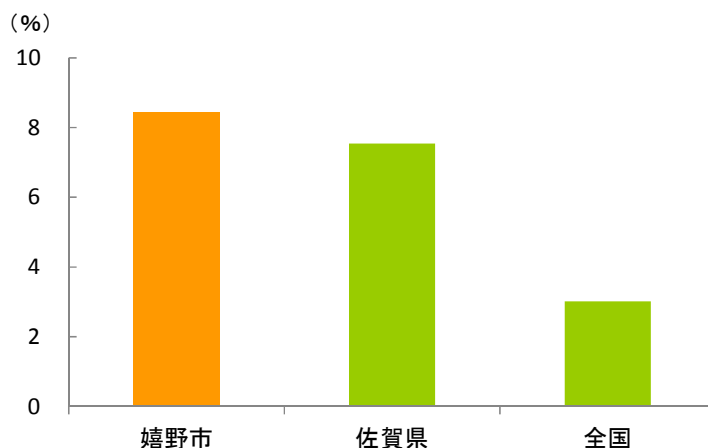
3. 低炭素社会・循環型社会の構築

3-1 再生可能エネルギーの利用促進

◆現状

- 2015年（平成27年）に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議においてパリ協定が採択されました。我が国は2016年（平成28年）にパリ協定を締結し、温室効果ガスの排出量を2013年度比で2030年度に26%削減、2050年度に80%削減することを目標にしています。
- 国は太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及を図るため、平成24年より、固定価格買取制度を始めました。これは、再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、電力会社に固定価格で買い取ることを義務づけた制度です。
- 本市には、太陽光発電設備が約26,000kW導入されています（平成28年（2016年）11月現在の総導入量）。
- 本市で太陽光発電設備を設置している住宅の割合は8.4%です（平成25年（2013年）10月）。これは全国平均の約2.8倍です。
- 本市で太陽熱利用温水器を設置している住宅の割合は19.7%です（平成25年（2013年）10月）。これは全国平均の約4.7倍です。

● 太陽光発電設備を設置している住宅の割合 ●



◆課題

- 国の温室効果ガスの排出削減に関する目標達成のため、本市においても再生可能エネルギーの設備導入促進が求められます。
- 地球温暖化防止のための化石燃料の消費削減対策の一つとして、製材所等で発生する端材、間伐等によって発生する林地残材や切り捨て間伐材を再生可能なバイオマス資源として有効活用することが求められます。



太陽光発電施設（嬉野町吉田）

◆目標

再生可能エネルギー設備の普及

【数値目標】

太陽光発電設備を設置している住宅の割合：13%（平成39（2027）年度）

【設定理由】

平成25年（2013年）時点での上記割合：8.4%

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 再生可能エネルギー設備に関する市民への普及啓発を推進するため、広報などで情報を発信します。
- 市民や事業者の再生可能エネルギー発電設備導入を促すため、国の固定価格買取制度に関する情報提供に努めます。
- 市が所有する公共施設における太陽光発電等、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 市内の製材所等から発生する端材、切り捨て間伐材、林地残材等の木質バイオマスをエネルギー資源として有効活用することを検討します。
- 温泉熱の有効活用により、化石燃料の消費量削減とともに温泉施設等の経営改善を図ることを検討します。
- 風力発電施設等の再生可能エネルギー施設立地に際して、生活環境及び自然環境に配慮しつつ、スムーズな導入を図るため、地域のゾーニング図作成等を検討します。

【市民の取り組み】

- 再生可能エネルギー設備に関する情報に接するとともに、可能な場合は、各種支援制度を活用するなどし、設備導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギー設備を導入している場合、適切な維持管理に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 各種支援制度を活用するなどし、再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。
- 工場や温泉の廃熱利用など、未利用エネルギーの活用に取り組みましょう。
- 製材所の端材、切り捨て間伐材、食品系廃棄物など、未利用バイオマスのエネルギー利用を検討しましょう。

第3章 施策の展開

3-2 省エネルギーの推進

◆現状

- 地球温暖化の最も大きな要因は、様々なエネルギー源として活用される化石燃料を燃焼することによって発生する二酸化炭素であるため、省エネルギーを推進することは、地球温暖化対策として特に重要です。
- 1人当たり自動車CO₂排出量についてみると、平成17年（2005年）時点で、本市の値は2.85 t-CO₂/人と、全国平均の1.78 t-CO₂/人の約1.6倍の値です。自家用車への依存度が高く、公共交通機関の利用が少ないためと考えられます。

● 1人当たり自動車CO₂排出量 ●

1人当たり自動車CO ₂ 排出量	
嬉野市	2.85 t-CO ₂ /人
佐賀県	2.09 t-CO ₂ /人
全国平均	1.78 t-CO ₂ /人

出典：国立環境研究所「環境展望台・環境GIS」<http://tenbou.nies.go.jp/gis/>

- 九州電力の発電電力量は近年減少傾向です。省エネルギーに関する取り組みが進んでいるためと考えられます。
- 九州新幹線西九州ルートが平成34（2022）年度に開業予定で、市内には嬉野温泉駅が設置されます。これに伴い、広域的な公共交通機関の利便性が高まり、観光客等の公共交通機関利用の増加と自家用車利用率の低下が期待されます。

◆課題

- 自動車利用による温室効果ガスの排出削減が求められています。
- 家庭内、事務所等における電気、燃料消費の削減が求められています。

◆目標

効率的なエネルギー利用の推進

【数値目標】

1人当たり電灯電力使用量：2,200kWh/人（平成39（2027）年度）

【設定期由】

平成28（2016）年度：2,189kWh/人（電化率の上昇が見込まれるため、現状並みを目標とする）

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 市が実施する事務事業での消費エネルギー量の削減に努め、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、地球温暖化の一因である二酸化炭素の排出を抑制するため、省エネルギー対策としてノーカーデーの制定、クールビズ、ウォームビズなどに取り組んでいきます。
- 住宅の断熱性能の向上、エネルギー効率向上のための機器の普及促進など、家庭における省エネルギー対策を推進します。また、低公害車・低燃費車の普及促進やエコドライブに関する普及促進、公共交通機関の利用促進、貨物輸送の効率化など、運輸に係る省エネルギー対策の推進を図ります。
- 嬉野温泉や塩田津などを訪れる観光客に対し、地球温暖化対策のため、新幹線などの公共交通機関の利用を促すための取り組みを推進します。

【市民の取り組み】

- 環境家計簿^{*}や省エネナビ^{*}の実践などにより、省エネルギーに配慮した生活に努めましょう。
- 省エネ製品を率先して購入するなど、環境に配慮した買い物に努めましょう。
- 住宅の新築、改築などに際しては、できるだけ断熱性能の向上に努めましょう。
- 冷暖房機器の温度調節を適切にしましょう。
- 自動車を購入する際は、できるだけ燃費のよい自動車を選択しましょう。
- マイカーの使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実施しましょう。

【事業者の取り組み】

- 環境マネジメントシステムの構築とそれに基づく継続的な省資源・省エネルギーに取り組みましょう。
- 省エネ型 OA 機器の導入、ビルの省エネルギー化（断熱性能の向上など）に努めましょう。
- 自動車を購入する際は、できるだけ燃費のよい自動車を選択しましょう。
- 省エネルギー技術・機器の研究開発を進め、活用・普及を図りましょう。
- 従業員ができるだけ徒歩や自転車、公共交通機関で通勤するよう促す制度づくりに努めましょう。

※環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。記入シートなどの具体的な内容については、46 ページのコラムをご参照ください。

※省エネナビ

現在の電気の消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えるとそれを利用者知らせ、利用者自身がどのように省エネをするのか判断できるようにする機器です。

第3章 施策の展開

3-3 地球温暖化への適応

◆現状

- 地球温暖化に伴う台風の大型化や豪雨の頻発などにより、災害の深刻化が懸念されています。
- 近年、大きな渇水は発生していませんが、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水リスクが高まるなど、水資源への影響が懸念されています。
- 地球温暖化による健康への影響として、熱中症の増加や、デング熱などのこれまで症例の少なかった、または症例のなかった感染症の増加などが懸念されています。
- 地球温暖化の進行により、生物の生息・生育適地が変化し、それに適応できない生物（移動能力が低い生物など）の絶滅が懸念されています。
- 地球温暖化に伴い、農作物の生育不良や病害虫の多発による生産量の減少、品質低下が懸念されています。

◆課題

- 農林業、保健、防災などを所管する関係機関と連携した適応策の検討・実施が求められます。
- 本市における地球温暖化による影響を把握する必要があります。

◆目標

適応策の実践による地球温暖化の影響軽減

【数値目標】

森林率：57.9%（平成39（2027）年度）

【設定理由】

現状維持（災害の緩和において重要となる森林の水源かん養機能の維持・向上を図る）

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 洪水や土砂災害といった災害リスクを可視化したハザードマップなどにより、各地域の災害リスクに関する情報提供を行います。
- 洪水情報などの災害情報をリアルタイムで発信し、市民の迅速な避難行動を促します。
- 森林や農地の保全、適正な管理により、水源かん養機能の維持・向上を図り、洪水や土砂災害の発生防止、軽減に努めます。
- 感染症予防や熱中症対策に関する情報発信、啓発を行います。
- 農作物の耐暑性品種や栽培技術の改良に関する情報発信を行い、地球温暖化による農作物の収量減少・品質低下対策をとります。
- 地球温暖化によって絶滅が危惧される生物のモニタリングを検討します。

- 緑のカーテン、クールビズ、打ち水などを普及・促進し、地球温暖化に適応したライフ・ビジネススタイルへの転換を支援します。

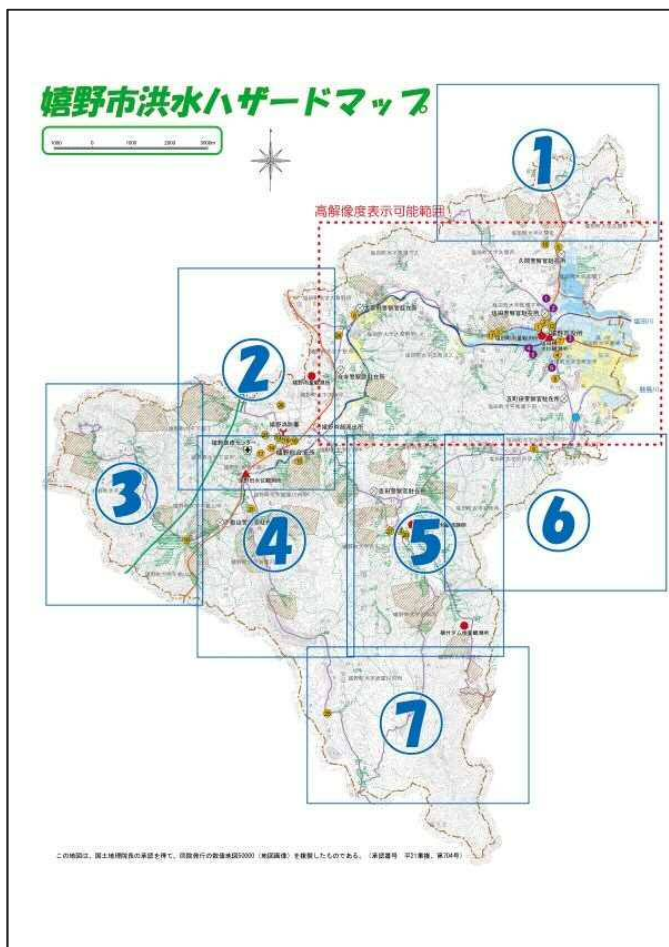
【市民の取り組み】

- 非常持出品（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品、非常食料・水など）の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めましょう。
- 感染症の仕組みを理解し、感染症予防に努めましょう。
- 緑のカーテン、クールビズ・ウォームビズ、打ち水など、温暖化に適応したライフスタイルへの転換に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 非常時持出品の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めましょう。
- 耐暑性品種の導入、温暖化に対応した栽培技術の改良に努めましょう。
- クールビズ・ウォームビズ、サマータイムの導入、環境会計の導入など、温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めましょう。

● 嬉野市洪水ハザードマップ ●



洪水時の破堤などによる浸水状況や避難方法などについての情報をわかりやすく住民に提供するために作成したものです。避難の際に必要な以下の情報を確認できます。

- ・浸水想定区域と被害の形態
- ・避難場所
- ・避難時危険箇所
- ・洪水予報などの避難情報の伝達方法
- ・気象情報など

なお、このハザードマップは嬉野市ホームページに掲載されており、図中①～⑦の各エリアの詳細図もその中で見ることができます。

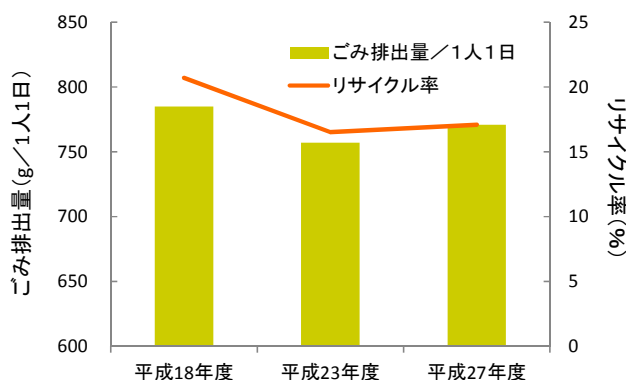
第3章 施策の展開

3-4 廃棄物の適正処理・3Rの推進

◆現状

- 本市の1人1日当たり一般家庭ごみ排出量は平成27（2015）年度時点で771gです。これは平成18（2006）年度（785g）に比べて約2%少なくなっていますが、平成23（2011）年度（757g）に比べると増加しています。また、全国平均の939gに比べると約18%少ない値です。
- 本市の平成27（2015）年度のリサイクル率は17.1%で、全国平均の20.4%より低い値です。
- 本市では、ごみの散乱防止、減量化などを目的として「嬉野市環境美化条例」を平成18年に制定しました。
- 市民アンケートによると、「ごみの収集、リサイクルへの取り組み」について「満足」または「やや満足」と答えた市民の割合は67.4%で、「不満」または「やや不満」と答えた市民の割合は8.3%です。
- 五町田・谷所地区污水处理施設では、下水汚泥を堆肥化するプラントが設置され、ペレット状に加工した堆肥が生産されています。

● 嬉野市のごみ排出量等の状況 ●



※出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

◆課題

- 地球環境・自然環境保全、財政負担軽減のため、ごみの排出量を更に削減することが求められます。
- ごみ処理に伴う二酸化炭素の排出を削減する取り組みが求められます。
- リサイクル率向上のための取り組みが求められます。
- 不法投棄防止のため、実効性のある取り組みが求められます。



◆目標

ごみの減量化とリサイクルの推進

【数値目標】

- ① 家庭ごみ排出量：747g/人・日（平成39（2027）年度）
- ② リサイクル率：24%（平成39（2027）年度）

【設定理由】

- ① 現状（771g/人・日、平成27（2015）年度）の約3%削減
- ② 現状（17.1%）の約7ポイント増し

※嬉野市の一般廃棄物は、さが西部クリーンセンターで処理されています。所在地は伊万里市で、4市5町の廃棄物を処理しています。

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 市民・事業者・行政（市）が一体となったごみ減量化に取り組みます。また、そのためのしくみをつくりまします。
- 環境教育やごみ処理施設の見学会などによって市民一人一人の意識改革を行い、ごみの減量やリサイクル意識の啓発に努めます。
- リサイクル製品の率先購入や市民・事業者のグリーン購入*の促進など、リサイクル製品の活用促進を図ります。
- リサイクルマーケットや廃品回収についての情報提供を行うとともに、これらの活動についても支援していきます。
- 市民と行政、関係機関、協力団体が一体となり、不法投棄などの防止に向けて、監視体制の強化、市民への啓発（学習会の開催など）に努めます。
- 燃えるごみを減量する資材（生ごみ処理機やコンポスト容器など）の普及活動を行います。
- 長期的かつ総合的視点で、ごみの減量・資源化や適正処理を定める「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。
- 資源の有効活用の観点から、分別収集の強化に努めます。
- 塩田川などにおける清掃活動の支援に努めます。
- 「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時の廃棄物対策についてもあらかじめ対策を講じます。

【市民の取り組み】

- すぐにごみになる不必要なものは、買わないようにしましょう。
- 買物袋（マイバック）を持参しましょう。
- 水切りや堆肥化などにより生ごみの減量化に努めましょう。
- 物を大切にし、壊れても修理して長く大切に使う工夫をしましょう。
- リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買いましょう。
- エコマークやグリーンマークなど、環境に配慮した商品を買いましょう。
- バザー、フリーマーケットなどを積極的に活用しましょう。
- 廃棄物の処理状況を学び、適切な処理の必要性などについて理解を深めましょう。
- 不法投棄をしないようにしましょう。

【事業者の取り組み】

- グリーン購入*に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。
- 買物袋（マイバック）持参運動や簡易包装の推進に努めましょう。
- リユースしやすいように配慮した製品の製造や販売に努めましょう。
- 他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進しましょう。
- 不法投棄をしないようにしましょう。

※グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

第3章 施策の展開

4. 環境保全の取り組みの促進

4-1 環境教育・環境学習の推進

◆現状

- 市内の学校では、総合的な学習の時間などを活用し、河川の水質や生物、ごみ問題などについて学習しています。
- 佐賀県環境サポーター制度*に基づく環境サポーターが本市では3名登録されており、自然環境などの学習会や実践活動の講師として活動しています。
- 市内では、地球温暖化防止活動推進員*により、地球温暖化についての情報提供や啓発、地球温暖化対策についての指導や助言がなされています。



塩田川での環境学習



小学校での環境学習

◆課題

- 学校での環境学習を一層推進する必要があります。
- 子どもだけではなく、大人も対象とした環境教育、環境学習が求められています。

※佐賀県環境サポーター制度

環境の保全、創造及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに活動の推進に熱意と識見を持った県民を佐賀県が認定する制度です。「環境保全」「自然環境」「消費生活」「エコオフィス」「新エネルギー」の5分野で143名（H29年（2017年）2月1日現在）の方が環境サポーターとして登録されています。

※地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第23条に基づき、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事が委嘱しています。主な活動内容は以下のとおりです。

- ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めること。
- ・住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- ・地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ・温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

◆目標

環境教育・環境学習の充実

【数値目標】

佐賀県環境サポーター制度に基づく環境サポーター登録人数
：5名（平成39（2027）年度）

【設定理由】

平成28（2016）年度：3名

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 学校、家庭、職場、地域との連携を強化し、環境教育・環境学習に関連する施設の紹介や自然とのふれあい体験学習等についての情報を各種のメディアや市のホームページで公表するなど、効果的な情報提供に努めます。
- 環境教育や環境学習の教材となる環境学習プログラムを作成します。また、指導可能な講師を把握するとともに、教職員、佐賀県環境サポーターなどの指導者の育成に努め、市民が意欲と主体性を持って取り組むことができる体制の整備に努めます。
- 親と子の水辺の教室などの環境学習会を開催するとともに、開催を主催する市民団体などへの支援に努めます。また、環境に関する講演会や地域の特性を生かした学習会等の開催を検討します。

【市民の取り組み】

- 市や地球温暖化対策地域協議会等の団体が開催する環境に関するイベントに参加してみましよう。
- 自然体験学習会や環境に関する講演会に参加してみましよう。
- 親と子の水辺の教室やこどもエコクラブに参加してみましよう。

【事業者の取り組み】

- 自然体験学習会や講演会の支援や協力を努めましよう。
- 環境関連施設の公開を検討ましよう。
- 環境に関する研修会に参加ましよう。

第3章 施策の展開

4-2 環境保全活動の推進

◆現状

- 本市では、地域コミュニティや各学校で行われている清掃美化活動、各企業や婦人会で自主的に
行われている清掃活動など、各地域で様々な環境美化活動が行われています。
- 農家等によるため池の管理、草地の管理、水田の耕作などは、里地里山の生きものの保全に役
立っていますが、近年では、農家の減少や高齢化などにより、これらの管理が不十分な場所が
増加しています。
- 事業者アンケートによると、約7割の事業者が環境保全に取り組んでいます。



塩田川河川敷清掃の状況

◆課題

- 環境保全活動を継続的なものにするため、市・市民・事業者・NPOなどの協働による取り組み
を推進する必要があります。
- 里地里山の生きものの保全のため、ため池や草地などの管理を行う農家等の支援が求められて
います。

◆目標

環境保全活動の普及拡大

【数値目標】

県内一斉ふるさと美化活動の市内における参加人数：5,600名（平成39（2027）年度）

【設定理由】

平成29（2017）年度：5,563名

◆主体別取り組み

【市の取り組み】

- 各種行事やイベント、講演会などを通じて、環境保全意識を高めるとともに、ボランティア養成や地域の環境保全団体への支援に努めます。
- 各主体が実施する環境保全活動の内容を広く紹介することにより、環境保全活動に関する関心と理解を深めます。
- 環境保全に関する取り組みが継続したものになるよう、様々な環境保全団体との連携を図るとともに、活動の担い手育成に努めます。
- 事業活動に伴う環境への負担を軽減するため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステム*の導入を支援します。

【市民の取り組み】

- 河川などの清掃活動、その他環境イベントに積極的に参加しましょう。
- 環境保全団体との情報交換等の交流により、活動を活性化させましょう。

【事業者の取り組み】

- 事業活動に伴う環境への負担を軽減するため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境管理システムの導入を検討しましょう。
- 河川等の清掃活動、環境イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 環境保全活動の実施状況をホームページや環境報告書などで広く公表しましょう。



轟の滝



丹生（たんじょう）神社

※環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格としましてISO14001（ISO:国際標準化機構）がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取り組みが展開できるEA21（エコアクション21）を策定し、現在その普及が進められています。なお、EA21とは、中小企業、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

第4章 重点施策

1. 塩田川流域環境の保全・再生プロジェクト
2. 地域資源の持続可能な利用プロジェクト
3. 観光 CO₂ 削減プロジェクト



納戸料の百年桜：吉田地区の茶畑が広がる山の中腹にあります。樹齢100年といわれる八重桜です。

「第3章施策の展開」では、本市が目指す環境像を実現するための市民・事業者・行政（市）の基本的な取り組みを示しました。これらの取り組みのうち、特に社会的・地域的な必要性が高く、重点的に取り組むものについては、「重点施策」と位置づけます。これにより、本計画の実効性を確保するとともに、計画全体の牽引を図ります。

本市では、重点施策として以下の3プロジェクトを掲げ、計画改訂後の初年度に当たる平成30（2018）年度から具体的な行動へとつなぎます。

3つの重点施策

1. 塩田川流域環境の保全・再生プロジェクト

市域の約9割を占める塩田川流域。この流域の水や生き物、ごみなどの環境問題について、流域全体で取り組み、解決していくことを目指します。そのため、山～川～海をつながりの再生、生活排水の適正処理、ごみの不法投棄防止対策などの取り組みを進めるとともに、管理主体間の連携を促進することによって、取り組みの実効性を確保します。



2. 地域資源の持続可能な利用プロジェクト

木材や山菜、農作物、温泉など、嬉野市の自然の恵みを次の世代につなぐため、市、市民、事業者が協働して、適切な資源管理の仕組みをつくります。そのため、生物多様性や地球温暖化対策に配慮しつつ、計画的な森林管理を行う林業、より環境保全に配慮した農業、温泉の適正な汲み上げ量遵守のための仕組みづくりなどの取り組みを推進します。



3. 観光CO₂削減プロジェクト

平成34（2022）年度に開業する新幹線嬉野温泉駅を活用し、二酸化炭素（CO₂）排出量の少ない鉄道・バス・自転車などの交通機関による観光を推進します。そのため、観光客による新幹線利用の促進、新駅と市内観光地を結ぶ公共交通機関の利便性向上、観光客が利用しやすいレンタサイクルの整備などの取り組みを推進し、観光の低炭素化を図ります。



第4章 重点施策

1. 塩田川流域環境の保全・再生プロジェクト

◆目的

本市市域の約9割は塩田川の流域で、塩田川の源流域のほとんどが本市の市域です。市内が必要とされる飲料水や農業用水、工業用水の多くは塩田川流域の水でまかなわれており、使い終わった水の多くも塩田川を通じて有明海に流されています。

また、川は流域の森林や農地、人々の生活から生み出された土砂や有機物、栄養塩、ミネラルなどの物質を運んでおり、水やこれらの物質によって育まれた様々な生き物のすみかにもなっています。川にすむ生き物は森林地帯の源流域から海までのつながりの中でそれぞれ特有の生活をおくっており、そのつながりが分断された場合、種ごとに様々な影響が出てくると考えられます。

一方、塩田川流域の水が流れ込む有明海もまた、塩田川の流域の影響を受けており、上記の水や栄養塩、生き物のほか、漂着ごみや海底ごみの一部も塩田川流域から流れてきたものです。

このような水や川の生き物、ごみなどの環境問題について、塩田川の流域全体で取り組み、問題を解決していくことを本プロジェクトは目指します。

● 塩田川流域図 ●



◆取組内容

○山～川～海のつながり再生に向けた取り組みの推進

塩田川流域及び有明海の生態系の保全と再生のため、佐賀県、国、周辺自治体などと連携しながら、多面的機能を考慮した森林管理の推進、砂防ダムの改良（透過型への改良促進）、堰の改良（魚がのぼりやすい魚道の設置、土砂の流下促進などの取り組み）、水田－水路間の連続性確保（水田魚道の設置など）などの取り組みを推進します。これらの取り組みにより、海－川－水路－水田間の魚などの水生生物の移動や、山地で生産された土砂や有機物、栄養塩などの物質の海への移動を確保・再生し、山～川～海のつながりを取り戻します。

○生活排水の適正処理の推進

市内の生活排水のうち約4割は処理されずに流され、塩田川などを通して有明海にもたらされています。生活排水には窒素やリンなどの栄養塩のほか、界面活性剤などが含まれ、河川や海の富栄養化や魚などの水生生物の成長や生存への負の影響が指摘されています。このため、計画的に下水道の建設を進めるとともに、嬉野市営浄化槽事業により、効率的に汚水処理人口を増やします。

○ごみの不法投棄防止対策の推進

川やその周辺に捨てられたごみは、川によって海まで流され、海岸漂着ごみや海底堆積ごみとなります。このため、河川などへの不法投棄を減らすとともに、捨てられたごみの回収を進めることにより、河川内のごみや海岸漂着ごみ、海底堆積ごみを減らし、塩田川流域や有明海の生き物が生活しやすい環境を再生します。

○管理主体間の連携促進

森林や農地、河川、水路などの管理主体はさまざまな組織にまたがり、一元的で総合的な管理を困難にしています。このため、管理に関わる各主体が連携し、山～川～海のつながりを考慮した総合的な生態系・環境管理のための仕組みづくりを検討します。



塩田川の堰と魚道

第4章 重点施策

2. 地域資源の持続可能な利用プロジェクト

◆目的

私たちの生活は、森林から生み出される木材や山菜、農地で太陽や大地の恵みの下に育てられた農作物、川や海でとられた魚など、様々な自然の恵みによって支えられています。これらの自然の恵みは、適正に管理すれば使い続けられる再生可能資源によってもたらされています。

本市は、森林、農地、河川などから得られる資源のほか、豊富な温泉資源にも恵まれています。この温泉資源は入浴や湯どうぶづくりなどに活用され、観光の目玉にもなっています。

このような地域の自然からもたらされる様々な資源について、環境に配慮しながら、次の世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政（市）が協働して、適切な資源管理の仕組みをつくることを本プロジェクトは目指します。

◆取り組み内容

○持続可能な林業の推進

持続可能な林業の推進のため、我が国は他の環太平洋諸国とともに「モンリオール・プロセス」に参加しています。モンリオール・プロセスでは以下の表の7基準が掲げられています。この基準に基づき、生物多様性の保全や地球温暖化対策に配慮しつつ、計画的な森林管理を行うことにより、森林における資源の循環利用を図ります。

● モンリオール・プロセスにおける7基準 ●

基	準
1	生物多様性の保全
2	森林生態系の生産力の維持
3	森林生態系の健全性と活力の維持
4	土壌及び水資源の保全・維持
5	地球的炭素循環への寄与
6	長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進
7	法的・制度的・経済的な枠組

○持続可能な農業の推進

国の「環境保全型農業直接支払交付金」などの補助金制度や、エコファーマー・有機 JAS などの認定制度を活用しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の取り組みを推進します。環境保全型農業の取り組みは、私たちの食や生活環境を守るとともに、生物多様性の保全や農地の持続性確保にも役立つことが期待されます。



塩田町付近の麦畑

● 持続可能な農業を支援する各種制度 ●

制度の名称	制度の概要
環境保全型農業 直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動について、国が直接支払を実施します。
エコファーマー	エコファーマーとは、「土づくり」「化学合成農薬の削減」「化学肥料の削減」の3つ全てに取り組む計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の愛称です。この認定を受けた農業者は、生産した農産物に添付するシールや包装容器、チラシや名刺などに「エコファーマーマーク」を表示することができます。
有機 JAS	有機食品の JAS 規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが生産した農作物などに有機 JAS マークを貼ることができます。

○持続可能な温泉資源利用の推進

温泉では、源泉からの汲み上げ量が過剰になると、源泉の水位が低下し、場合によっては個々の温泉の枯渇や地域の温泉資源全体の衰退を招くことがあります。そのため、適正な汲み上げ量が遵守される仕組みをつくることにより、温泉資源の保護と持続可能な利用に努めます。

これを踏まえ、本市は、嬉野温泉の源泉の水位や汲み上げ量を連続測定し、インターネットによりこれらの数値をリアルタイムで把握することが可能な、源泉の集中管理のためのモニタリングシステムを導入します。

【SDGs（持続可能な開発目標）と嬉野市】

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標には、地球温暖化対策や生物多様性の保全など環境課題に関するもののほか、教育の場の提供や不平等の是正などの社会的課題に関するもの、貧困対策や持続可能な経済成長の実現などの経済的な課題に関するものが掲げられています。SDGsでは、これらの様々な目標を統合的に解決することを目指しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指しています。これは、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動があるという近年の研究成果や、「地球の限界」の考え方などとも合致するものです。

本市には、少子高齢化や人口流出に伴う過疎化、地域経済の低迷、厳しい財政状況などの社会的、経済的な諸課題がありますが、地域社会や地域経済の持続性といった観点から、環境的側面も含めて統合的な課題解決を目指し、それによって、この地域に暮らす人々（将来世代も含めて）の総合的な福利向上につなげることが望まれます。

（参考資料：外務省「SDGs（持続可能な開発目標）持続可能な開発のための2030アジェンダ」、環境省「第五次環境基本計画中間とりまとめ」）

第4章 重点施策

3. 観光 CO₂ 削減プロジェクト

◆目的

本市の観光客数は平成 18 年（2006 年）の 182 万人から平成 27 年（2015 年）には 203 万人になっており、過去 10 年の間に約 1 割増加しています。これに伴い、目的地への移動など、観光に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量も増加しているものと考えられます。

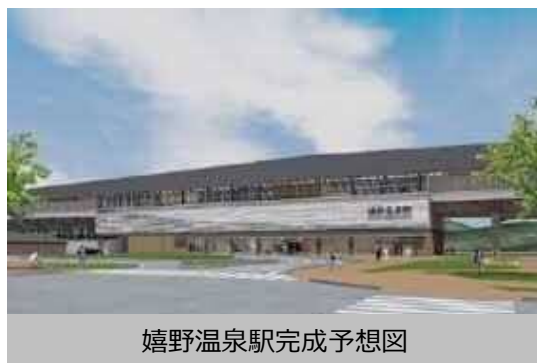
本市には、これまで鉄道がなかったため、自家用車で訪れる観光客が多かったものと推定されますが、1 人・1km 当たりの二酸化炭素排出量は、自家用車を利用した場合、鉄道利用の約 8 倍にも上ります。

幸いにも本市では、平成 34（2022）年度に九州新幹線西九州ルートが開業し、嬉野温泉駅が設置される予定です。この新駅を活用し、観光客に自家用車ではなく新幹線を利用して嬉野市を訪れてもらい、また、市内でも公共交通機関や自転車などのより低炭素な交通機関の利用を促進することにより、観光に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を目指します。

◆取り組み内容

○観光客による新幹線利用の促進

二酸化炭素排出量の少ない鉄道の観光利用を促進します。そのため、①嬉野市に駅ができることを広く周知する、②観光客が利用しやすいダイヤにすることを事業者に要請する、③新幹線利用の観光客に対して何らかの特典を設ける、などの取り組みを検討します。



嬉野温泉駅完成予想図

○新幹線嬉野温泉駅と市内観光地を結ぶ公共交通機関の利便性向上

本市では、「嬉野市バス交通計画」を平成 27 年（2015 年）に策定し、九州新幹線西九州ルートの開業を見据えた公共交通ネットワークの構築を目指して以下の施策を掲げています。

- ① 新幹線嬉野温泉駅及び嬉野 IC 高速バス停留所を結ぶ循環バスルートを設定する。
- ② 商店街買い物切符や観光周遊切符などの乗車料金サービスを検討する。
- ③ 嬉野温泉を起点とした滞在・周遊型観光の展開のため、そのアクセス手段として広域基幹バスの利用促進を図る。
- ④ 新幹線嬉野温泉駅から市内各所及び周辺地域への移動に関して、嬉野温泉バスセンターとの連携による乗り換え利便性の向上を図る。
- ⑤ 新幹線から二次交通に乗り換える利用者に対して、バス運行情報を提供する。

このような施策により、新駅と市内観光地を結ぶ公共交通機関の利便性の向上を図ります。



嬉野温泉バスセンター

○観光客が利用しやすいレンタサイクルの整備

市内では、嬉野温泉観光協会でレンタサイクルを貸し出していますが、貸し出し・返却ができる場所は現在バスターミナルに隣接する1箇所だけで、台数は通常の自転車が4台、電動自転車が3台です。市内の様々な場所でレンタサイクルの貸し出し・返却を可能とし、貸し出し可能な自転車の台数を増やすことなど、レンタサイクルの利用環境の改善を図るための施策を観光協会などと連携して講じます。



嬉野温泉観光協会のレンタサイクル

【塩田津の町並み】

塩田津は長崎街道の宿場町であり、川港「塩田津」の港町でもあるという二つの側面を持つ町です。平成17年（2005年）に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。地区内には国重要文化財の西岡家住宅、国登録有形文化財の杉光陶器店など、外壁を漆喰で塗り固めた居蔵家と呼ばれる瓦葺の造りの建物が並んでいます。

周辺には708年創建の常在寺（じょうざいじ）、1584年創建の立伝寺（りゅうでんじ）、1391年創建の生蓮寺（しょうれんじ）、1586年創建の本應寺（ほんのうじ）などの古刹が並び、川沿いには「タナジ」（川に下りる石の階段と洗い場）がみられます。

塩田津までは、嬉野温泉バスセンターからバスで約25分です。



第4章 重点施策

【環境家計簿】

通常の家計簿ではお金の使い道を記録するのに対し、環境家計簿では毎月の電気・ガス・水道の使用量を記録し、二酸化炭素排出量を計算します。

例えば、下の環境家計簿記入シートでは、毎月の電気、ガス、水道の請求書から使用量や使用金額を読み取って、記入シートに書き出すとともに、これらの年間の使用量を計算し、使用量の変化を把握できるようになっています。

このように家庭でのエネルギーの使用状況を各家庭で把握し、状況をよく認識することにより、私たちが日常生活の中でエネルギーを多く消費していることに気づき、ライフスタイルを見直すきっかけづくりになることが期待されます。

● 環境家計簿記入シートの例 ●

環境家計簿記入シート 使用量等を記入してください。書き方は右下の記入例を参照。 平成23年度版

電気 年月～月 排出係数 0.38
注1) 注2)

ガス 年月～月 排出係数 注1) 2.23 注2) 6.00
都市ガス プロパンガス

水道 年月～月 排出係数 0.49
注2)

項目	今年	前年	増減
使用量 (a)	kw/h	kw/h	kw/h
金額	円	円	円
使用量 (b)	kw/h	kw/h	kw/h
金額	円	円	円
増減	+	-	+

3ヶ月でどれだけの二酸化炭素を出したかな？
電気・ガス・水道以外も計算してみよう！

使用量 × 排出係数 = 二酸化炭素排出量

使用量	排出係数	二酸化炭素排出量
電気	kw/h × 0.38 =	
都市ガス	m³ × 2.23 =	
プロパンガス	m³ × 6.00 =	
水道	m³ × 0.49 =	
灯油	ℓ × 2.49 =	
ガソリン	ℓ × 2.52 =	
軽油	ℓ × 2.58 =	
合計		kg/3ヶ月

記入例

横浜市環境創造局 横浜太郎様

23年9月分 使用量: 235kw/h, 13m³, 25m³

3ヶ月のCO2排出量: c1×0.38, c2×2.23または6.00, c3×0.49

前年同3ヶ月のCO2排出量: d1×0.32, d2×2.33または6.00, d3×0.45

横浜市11世帯あたり年平均1ヶ月間の光熱費支出 (単身世帯を除く勤労者世帯) 単位:円

年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
電気代	8,722	9,205	8,825	9,684	9,668	8,350	6,720	7,829	9,052	10,970	9,367	7,373	7,618
ガス代	6,812	8,755	9,279	9,537	9,353	8,354	6,948	4,341	3,492	4,612	5,108	6,301	
上下水道料	5,631	6,238	4,830	7,144	3,829	5,959	5,042	7,333	4,264	6,391	6,771	6,365	6,138

出典：横浜市環境創造局「環境家計簿」でLet's 省エネ！
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kisha/h23/111102-1.html>

第5章 事業別環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

1-1 共通事項

1-2 個別事項



茶畑：市内では室町時代頃から茶の栽培が始まったといわれ、現在では丘陵地などで広く栽培されています。「全国茶品評会」では、蒸し製玉緑茶の部門において5年連続で日本一となるなど、「うれしの茶」ブランドは全国的に認められています。

第5章 事業別配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

道路や河川改修などの生活基盤整備事業は、私たちの生活に利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、大きな効果をもたらします。一方でこれらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境に配慮しつつ事業を進めていくことが重要となります。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政（市）が事業実施にあたりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではないため、該当する事業がない場合は、事業特性に応じて適宜類似する事業に当てはめ、活用を図ることができます。

【対象となる事業種】

- 道路
- 河川・水路
- 廃棄物処理施設
- 公園
- 用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）
- 工場又は事業所
- スポーツ・レクリエーション施設

1-1 共通事項

●計画段階

- 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然環境の保全に配慮した計画となるよう努めること。
- 河川や池、地下水の水質保全に配慮した計画となるよう努めること。
- 構造物の色彩や形状については、周辺景観との調和に配慮した計画となるよう努めること。
- 環境負荷の少ない工法や材料を採用するよう努めること。
- 事業の実施に当たっては、事前に地元の地域住民に計画内容を説明するとともに、地域住民の意見の反映に努めること。
- 地球温暖化防止のため、省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入について検討するよう努めること。
- 率先してリサイクル製品や地産製品の使用に努めること。
- 苦情などについては、迅速に対応できる体制を確立しておくこと。

●工事段階

- 工事車両の走行や建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音、振動の発生の低減に努めること。
- 濁水の発生を可能な限り防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。
- 地下水の保全に努めること。
- 遺跡などの埋蔵文化財を確認した場合は、直ちに関係機関との調整を図ること。
- 工事に伴って発生する廃棄物や残土の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物や残土については適正に処理すること。
- 工事に際しては、できるだけ樹木の保全に努めること。
- 悪臭の発生の防止に努めること。
- 電波障害や日照障害の発生防止に努めること。

●供用段階

- 関連法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。
- 施設の運用に伴う大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの低減に努めること。
- 周辺環境への影響が懸念される事態が生じた場合は、早急に対策を講じること。

第5章 事業別配慮指針

1-2 個別事項

●道路

- 道路整備に際しては自然環境の保全に努めること。
- 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響が懸念される場合は、周辺環境の保全に必要な措置の実行に努めること。
- 道路照明などによる光害の発生防止に努めること。
- 建設廃材の再利用推進に努めること。
- 歩道を含む道路構造の改善などによる円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。

●河川・水路

- 河川・水路整備に際しては自然環境の保全に努めること。
- 堰などを設置する場合は、魚の遡上を考慮した魚道の設置に努めること。
- 水生生物の生息・生育環境を考慮し、瀬や淵などの変化に富んだ河川構造の保全・再生に努めること。
- 河川や水路の親水性の確保に努めること。

●廃棄物処理施設

- 施設内の清掃美化や緑化に努めること。
- 廃棄物の減量やリサイクルの推進を目的とした施設利用者への啓発活動に努めること。
- 供用時の排出ガスや処理水の排出などに伴う環境汚染を未然に防止するため、環境保全設備の導入や維持管理計画などの必要な措置を事前に検討しておくこと。
- 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置の検討や緑化に努めること。
- 再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。
- 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に推進すること。
- 施設稼働による温室効果ガスの排出について、排出量の削減に努めること。

●公園

- 自然環境に配慮した公園づくりに努めること。
- 自然公園においては、特に生物多様性の保全に配慮すること。
- 公園内のごみ対策に努めること。
- 再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。

●用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）

- 公園、緑地、雨水浸透などについてよく検討し、適切な施設配置に努めること。
- 埋め立て土による地下水汚染の防止に努めること。
- 断熱材や太陽エネルギーの利用など、省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用を努めること。

○光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。

●工場または事業所

○周辺環境に配慮した施設計画や緑化に努めること。

○周辺民家側の敷地境界における騒音や悪臭などの環境監視調査を実施するなど、周辺地域に与える影響の状況把握に努めること。

○機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動などの発生の低減に努めること。

○エネルギーの有効利用に努めること。

●スポーツ・レクリエーション施設

○施設設置に際しては自然環境の保全に努めること。

○照明などの光による生活環境や動植物への影響回避に努めること。

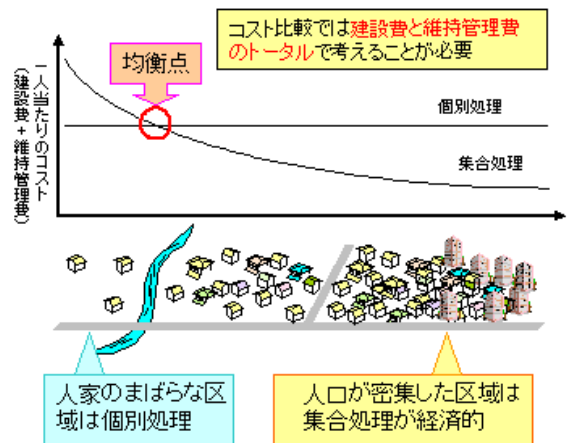
【嬉野市営浄化槽事業】

本市では、公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽により、生活排水を処理していますが、処理される割合は人口の約 6 割程度にとどまっています。

公共下水道や農業集落排水施設は、汚水を集めて一括処理するため、人口密度が高い地域では経済効率がよい施設ですが、人口密度が低い地域では合併浄化槽のような個別処理の施設の方が相対的に低コストで汚水を処理できます（右図参照）。

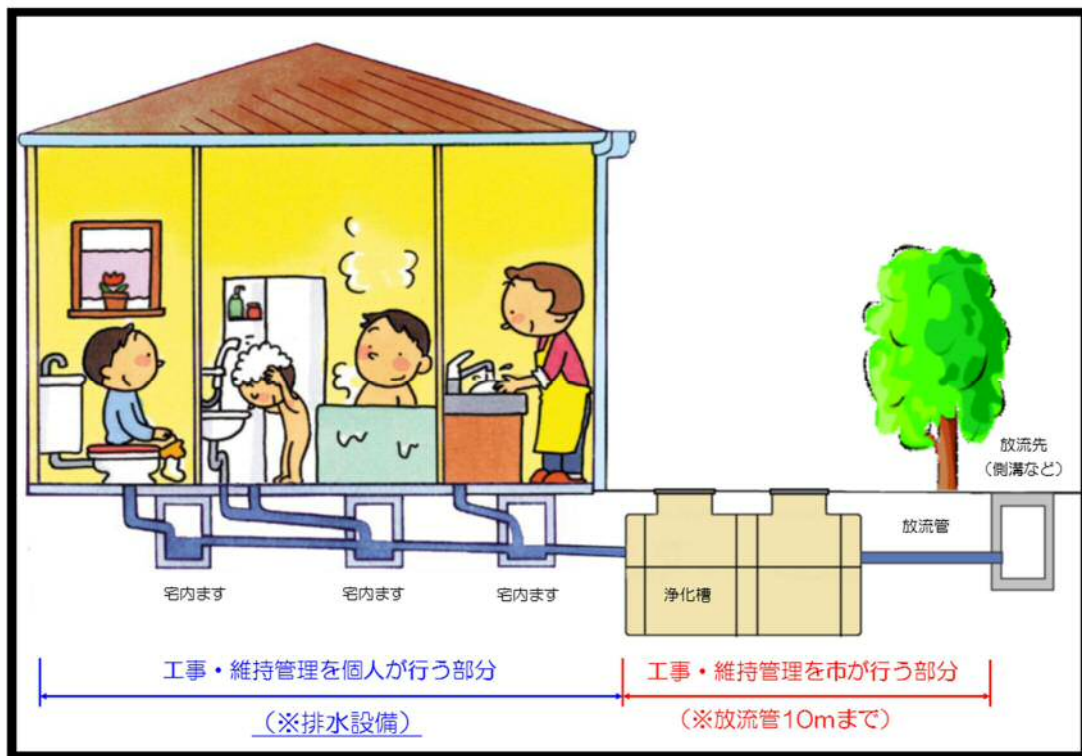
また、本市では人口が減少傾向であること、公共下水道等は整備に長い時間を要することなどから、早期に低コストで汚水処理人口を増やすため、公共下水道の整備区域を見直す（494ha から 395ha に縮小）とともに、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域外の地域では、市が個人敷地に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う「嬉野市営浄化槽事業」を平成 27 年度から始めました。

この事業により、今後はより効率的に汚水処理のための施設整備が進められることが期待されます。



● 集合処理と個別処理のコスト ●

出典：国土交通省「下水道と他の汚水処理施設」

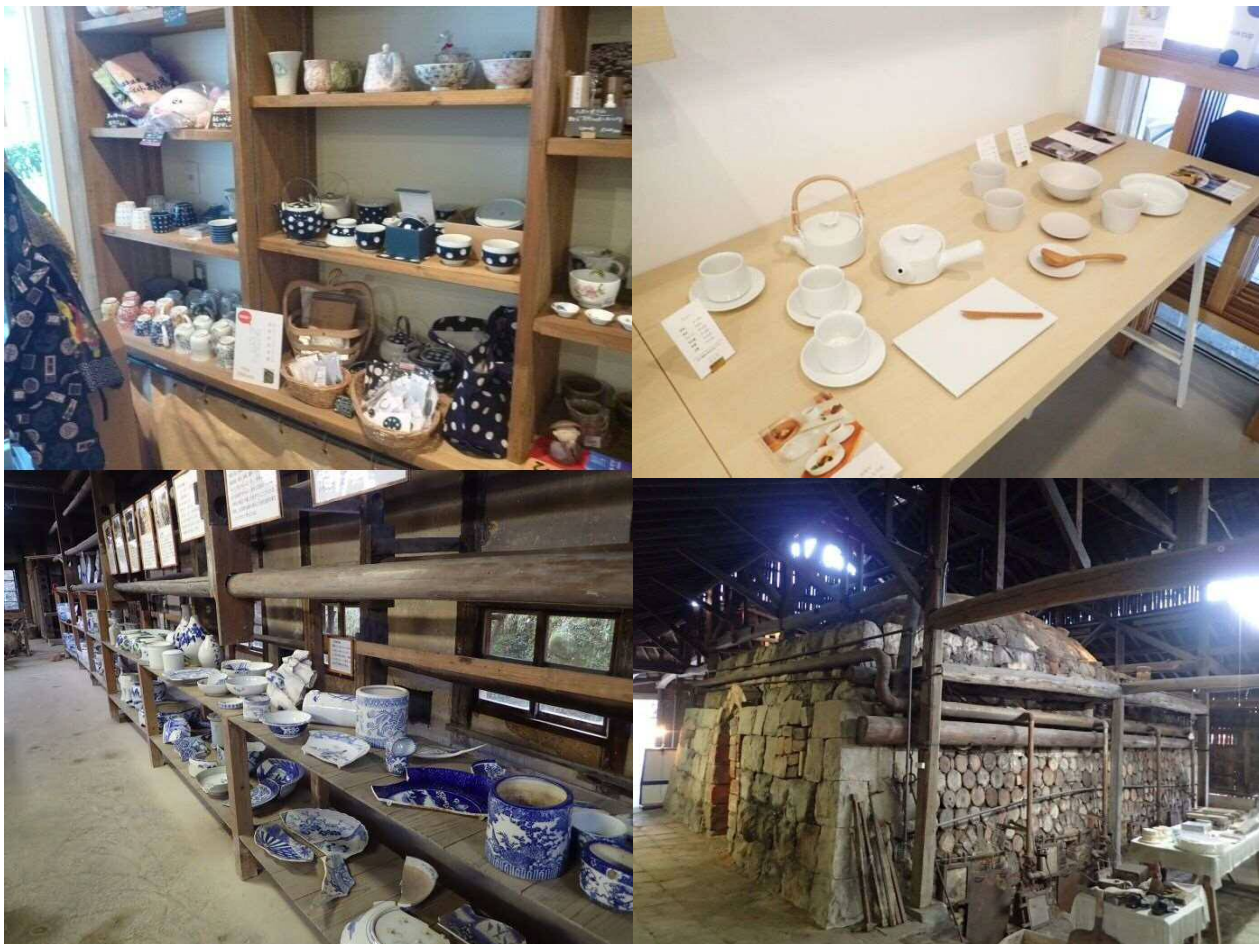


● 嬉野市営浄化槽事業における費用負担のイメージ ●

出典：嬉野市「嬉野市営浄化槽事業」 <https://www.city.ureshino.lg.jp/var/rev0/0008/2630/2016999541.pdf>

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



左上・右上：吉田焼の湯飲み茶碗など、左下：志田焼の陶片、右下：志田焼の窯。嬉野市はやきものの産地で、かつて皿や火鉢などを生産していた志田焼や、16世紀後半から現在まで食器などが作られている吉田焼がよく知られています。近年では、歴史や伝統により培われた技術を用いるだけでなく、新たな可能性を模索する動きが生まれています。

第6章 計画の推進

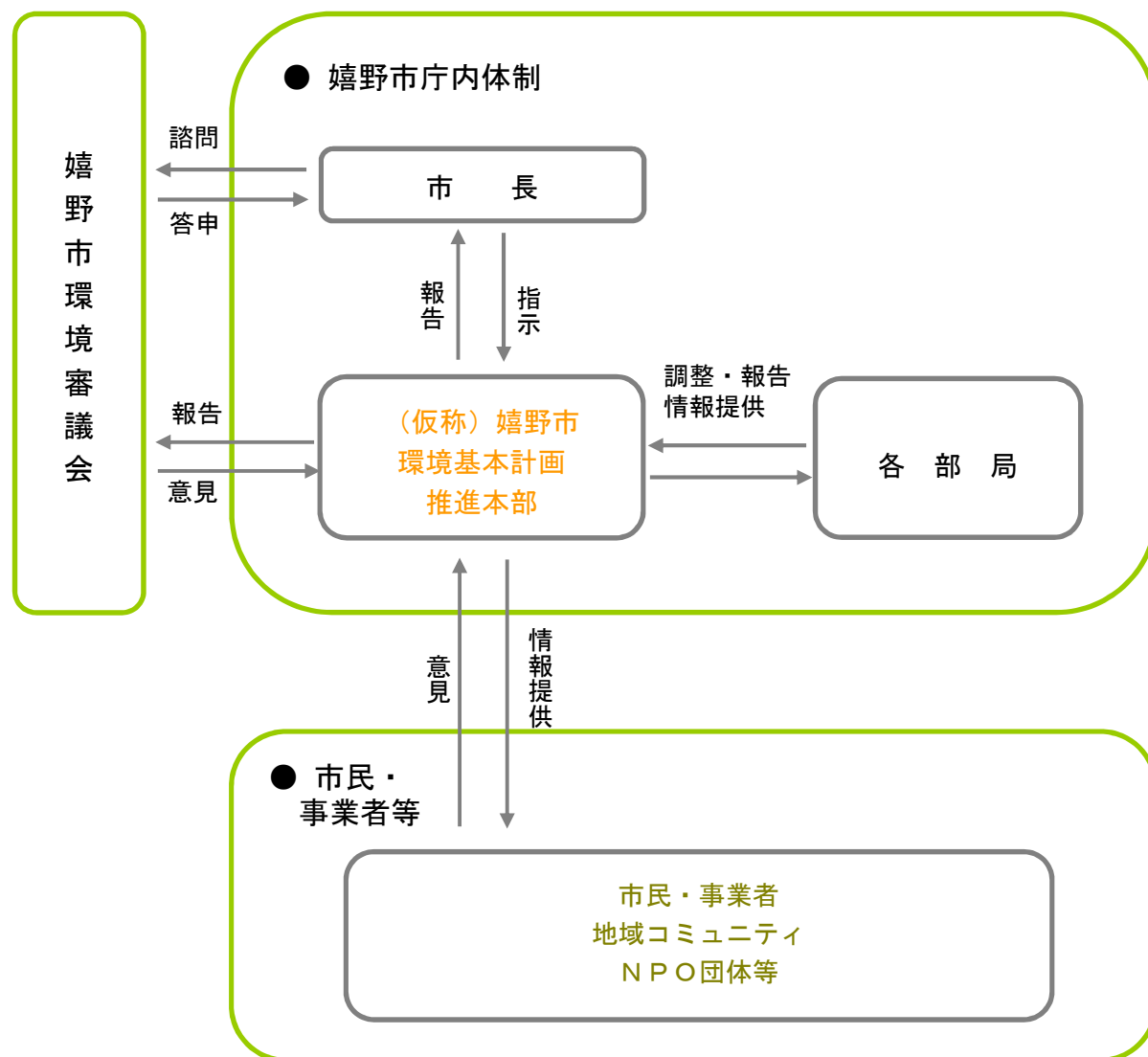
1. 計画の推進体制

本市が目指す環境像の実現を目標として本計画の着実な推進を図るためには、市民、事業者、行政（市）がそれぞれの立場でお互いの役割を理解するとともに、自らできること、取り組むべきことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりで、嬉野市市内の推進体制として「(仮称) 嬉野市環境基本計画推進本部」を設置し、本計画の円滑な運用管理を行います。「(仮称) 嬉野市環境基本計画推進本部」は市内各部局の代表者で構成されるもので、本計画の進行状況や見直すべき事項などについてのデータ把握と調整を図ります。

また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。

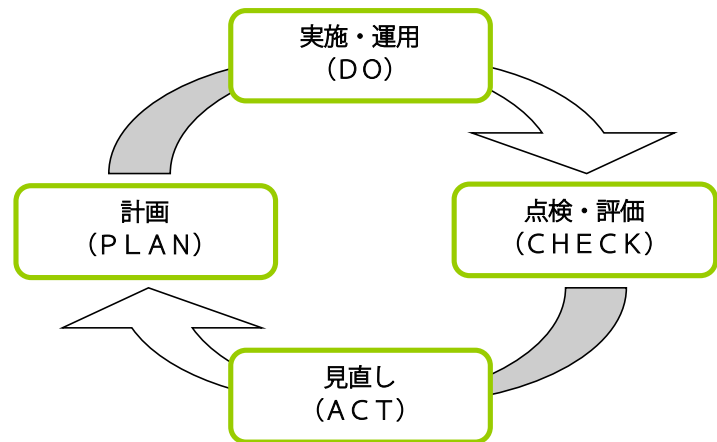
一方、市民・事業者などに対しても情報提供を行うとともに必要に応じて意見を募り、計画の推進における市民参加を図ります。



2. 計画の進行管理

計画策定後の各種の施策実施段階では、市民、事業者、行政（市）の各主体が相互に協力して本市が目指す環境像の実現に向けた施策を着実に実行していくことが重要となります。このため、計画の策定段階から本計画である「第2次嬉野市環境基本計画」の存在を嬉野市のホームページや広報などで周知します。

計画の進行管理には、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境管理システムで導入されているP D C Aサイクルを活用します。この中で、目標の達成度や施策の進捗状況について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



(1) P：PLAN（プラン）＝計画

第3章の「基本施策」及び第4章の「重点施策」について、目標を掲げた項目ごとに主導権を担う部局を決め、短期（年間）、中期（5年）、長期（10年）の区分ごとに取り組み方針や実施計画を立案します。

(2) D：DO（ドゥ）＝実施・運用

施策展開のための組織体制を整備し、施策を実施します。

(3) C：CHECK（チェック）＝点検・評価

施策の進捗状況や成果を客観的な指標を用いて評価します。指標評価及び市民生活実感評価の2つの評価方法が用いられます。

【指標評価】

施策ごとに進捗状況を表す指標を設定し、施策の進捗状況を点検・評価します。

【市民生活実感評価】

各施策の現状について、市民がどのように感じているか、また、目標の達成度を市民アンケートにより点検・評価します。

(4) A：ACT（アクト）＝見直し

施策評価の結果をもとに施策の見直しを行い、次年度以降の取り組み方針や組織体制などに反映させます。また、事務局は施策評価をまとめ「1. 計画の推進体制」に示すとおり、関係部局に報告し、意見を求めます。

なお、上記のP D C Aサイクルを運用する中で、進捗が思わしくない施策については、問題点を明らかにし、解決策、軌道修正策を講じるなど、適切な対応を行います。また、施策に優先順

第6章 計画の推進

位をつけた上で、目標を達成するための最適な方法を検討し、限られた財源を有効に活用することにより、環境の保全・改善につなげていきます。

【嬉野市の汚水処理施設】

本市では、旧嬉野町の中心部は公共下水道が整備され、嬉野浄化センターで汚水が処理されています。旧塩田町内では地区毎に農業集落排水施設が整備されて、4箇所の処理場で汚水が処理されています。



美野処理場



上久間処理場



馬場下処理場



五町田・谷所処理場



嬉野浄化センター

資料編

資料－ 1 嬉野市環境基本計画策定経緯

資料－ 2 事業者アンケート結果

資料－ 3 関係法令

資料－ 4 嬉野市環境基本条例

資料－ 5 嬉野市環境美化条例

資料－ 6 用語の説明



チャノキの花：チャノキの花は10月から12月初旬頃に咲きます。そのため「茶の花」は晩秋から初冬の季語とされています。チャノキは嬉野市の市の木に指定されています。

資料－1 嬉野市環境基本計画策定経緯

● 嬉野市環境基本計画策定経緯 ●

年月日	内容
平成 29 年 5 月 15 日	第 1 回嬉野市環境審議会 ・事業者アンケート内容について ・上位計画との整合性確保について
平成 29 年 6 月	事業者アンケート実施
平成 29 年 7 月 27 日	第 2 回嬉野市環境審議会 ・事業者アンケート結果について ・嬉野市環境基本計画素案（第 1 章～第 3 章）について ・諮問
平成 29 年 10 月 26 日	第 3 回嬉野市環境審議会 ・嬉野市環境基本計画素案について
平成 29 年 11 月 24 日	第 4 回嬉野市環境審議会 ・嬉野市環境基本計画素案について
平成 29 年 12 月 15 日	第 5 回嬉野市環境審議会 ・嬉野市環境基本計画素案について ・答申

● 嬉野市環境審議会委員名簿 ●

氏 名	在任期間		備 考
	～平成 29 年 10 月	平成 29 年 11 月～	
八谷 茂樹	○（会長）	○（会長）	学識経験者
尾形 満智子	○	○（副会長）	はぜ紅葉会会長
井上 美知子	○	○	元嬉野町婦人会役員
桑原 和隆	○	○	元行政嘱託員
藤山 直子	○（副会長）	○	元嬉野市婦人会会長

資料－２ 事業者アンケート結果

1. アンケート概要

- 調査対象：市内事業者（100 事業所）
- 調査期間：平成 29 年 6 月
- 回収数：39（宛先不明等で返却：3）
- 回収率：40.2%

2. アンケート結果（一部抜粋）

- ①現在取り組んでいる環境保全に関する行動
 - 1 位：缶類やビン類の分別（リサイクル）を行っている
 - 2 位：電灯のスイッチをこまめに消している
 - 3 位：新聞やビン類のリサイクルを行っている
- ②事業者としてごみを減量するための有効な手段
 - 1 位：過剰包装をやめる
 - 2 位：使い捨て製品を購入しない
 - 2 位：リサイクル可能な製品を開発・販売する
- ③環境保全とコストに関する考え方
 - 1 位：環境保全とコストとの調和を図るべきであるが、多少コストがかかってもいたしたくない
 - 2 位：環境保全を優先すべき
 - 2 位：環境会計の導入に取り組む必要がある
- ④環境保全に関して、国や県、市に期待すること
 - 1 位：地域リサイクルシステムの構築を推進する
 - 1 位：環境保全に関する情報を提供する
 - 3 位：環境保全のための技術開発を支援する
- ⑤行政や市民、事業者が協力して取り組むために重要と思うこと
 - 1 位：市民・事業者への普及啓発を積極的に行う
 - 1 位：行政が率先して取り組み、手本を示す
 - 3 位：大人にも子どもにも環境学習・環境教育を進める
- ⑥環境に関する情報源
 - 1 位：テレビ・ラジオ
 - 2 位：市の広報・パンフレット
 - 3 位：新聞・雑誌

資料－3 関係法令

1. 大気関係

1－1. 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）として定められています。

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値 15μg/m ³ 以下かつ1日平均値 35μg/m ³ 以下

- 備考：1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

1－2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

2. 水質関係

2-1. 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準：公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、人の健康の保護に関する環境基準のうち、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

資料編

② 生活環境の保全に関する環境基準：公共用水域に適用

ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用水利用については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIVの欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	1mg/l以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用 5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度 |
|---|

資料編

ウ 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、 水浴、自然環境 保全及びB以 下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/10 0ml以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業 用水及びCの 欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産 2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 自然環境保全 | ：自然探勝等の環境保全 |
| 2. 水産1級 | ：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 |
| 水産2級 | ：ボラ、ノリ等の水産生物用 |
| 3. 水産1種 | ：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される |
| 水産2種 | ：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される |
| 水産3種 | ：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される |
| 4. 環境保全 | ：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |

エ 水生生物に係る環境基準

区分	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全 亜 鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
河川・湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

2-2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2-3. 水質汚濁防止法に基づく排水基準

① 人の健康の保護に関する項目（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機リン化合物	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l 海 域 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l 海 域 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l

備考1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 有機リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

資料編

② 生活環境の保全に関する項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)
浮遊物質 (SS)	200 mg/l (日間平均 150 mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/l (日間平均 60 mg/l)
燐含有量	16 mg/l (日間平均 8 mg/l)

備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

3. ダイオキシン類関係

3-1. 耐容一日摂取量

(TDI: ヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量)

ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量(TDI)を4 pg-TEQ/kg体重/日とする。

3-2. 環境基準

(環境中のダイオキシン類濃度の基準)

大気 → 0.6 pg-TEQ/m³以下 (年平均値)

水質 → 1 pg-TEQ/l 以下 (年平均値)

底質 → 150 pg-TEQ/g 以下

土壌 → 1,000 pg-TEQ/g 以下

4. 騒音・振動関係

4-1. 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

4-2. 騒音規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値			
	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下
朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後11時まで)	45 デシベル以下	50 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下
夜間 (午後11時から午前6時まで)	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	65 デシベル以下

② 自動車騒音

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

③ 特定建設作業

騒音レベル	85 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

4-3. 振動規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値	
	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	60 デシベル以下

② 道路交通振動

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

③ 特定建設作業

振動レベル	75 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

資料－4 嬉野市環境基本条例

○嬉野市環境基本条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 111 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の例による。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目的として、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において資源及びエネルギーの節減等環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の役割)

第 7 条 滞在者は、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力することにより、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

資料編

(年次報告等)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策の報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第9条 本条から第19条までに定める環境の保全に関する市内の自然的社会的条件に応じた施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (4) 人と自然とが調和する景観並びに自然及び文化遺産が保全されること。
- (5) 資源の有効な利用の確保が図られるとともに、廃棄物の発生が抑制され、再生資源の利用が促進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、嬉野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、そのすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第12条 市長は、環境の保全上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第 13 条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減その他環境の保全に資する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第 14 条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 15 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 17 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 18 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(嬉野市環境審議会)

第 20 条 環境の保全に関する事項を審議するため、嬉野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境基本計画に関し第 10 条第 3 項に規定する事項を処理し、並びに環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。

3 審議会は、環境の保全に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(審議会の組織等)

第 21 条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

資料－5 嬉野市環境美化条例

○嬉野市環境美化条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 112 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、占有者及び市が一体となり、ごみ等の散乱防止対策、減量化対策、生活排水の対策等により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 占有者 市内の土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) ごみ等 空き缶、空き瓶、飲食料等の容器、たばこの吸い殻、調理くず、粗大ごみその他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て ごみ等を回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (6) 飼い主 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合はその者も含む。)をいう。
- (7) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (8) 回収容器 ごみ等を回収することを目的とした容器をいう。

(ポイ捨ての禁止等)

第 3 条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2 道路、河川、水路、広場等及び第三者が所有し、管理する場所にごみ等を捨てたり、飼い犬のふんを放置したりしてはならない。

3 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所に散乱しているごみ等を回収しなければならない。

(水質の汚濁防止)

第 4 条 市民等及び事業者は、河川、水路、溜池等の水質の汚濁を防止するよう努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、環境美化のため、次に掲げる対策を総合的に実施するものとする。

- (1) ごみ等の散乱防止対策及び減量化対策
- (2) 生活排水の浄化対策
- (3) 飼い犬のふんの放置防止対策

2 市は、前項の対策を実施するに当たり、市民等、事業者、占有者に対して必要な協力を要請するものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、ごみ等の減量化に努め、自主的に清掃活動を行うことにより、地域環境の美化に努めるとともに、市が実施する環境美化対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ等について、その減量化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理するものとし、あわせて市の環境美化対策に協力するものとする。

2 容器入りの飲食物を販売する者は、自らその販売する場所に空容器を回収する容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(占有者の責務)

第8条 占有者は、その土地若しくは建物又はその周辺について清掃を行う等により常に清潔に保ち、ごみを散乱させないよう努めるとともに、市が実施する環境美化対策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第9条 飼い主は、飼い犬を飼養管理している場所以外で歩行させ、又は運動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携帯するとともに、飼い犬が排せつしたふんを持ち帰り、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬のふんにより地域の環境が損なわれないように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進員)

第10条 市長は、環境美化の対策を推進するため、環境美化推進員を設置する。

(立入調査等)

第11条 市長は、第3条の規定に違反していると認めるときは、指定する職員にごみ等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査及び指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(勧告)

第12条 市長は、ごみ等が散乱し、若しくは排出され、又はそのおそれがあると認めるときは、市民等、事業者及び占有者に対しごみ等の散乱又は排出を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告に従わなかった場合は、その者に対し関係法令を活用して厳正に対処するものとする。

(公表)

資料編

第 13 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の塩田町環境美化条例(平成 14 年塩田町条例第 10 号)又は嬉野町空き缶のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例(平成 16 年嬉野町条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

資料－6 用語の説明

《あ行》

○硫黄酸化物

硫黄酸化物は硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成されます。主な発生源は工場・事業所ですが、船舶、自動車からも排出されます。硫黄酸化物には、二酸化硫黄、三酸化硫黄等6種類ありますが、燃焼に伴って生成されるもののほとんどは二酸化硫黄です。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

○一般廃棄物

主に家庭から出る生ごみ等の生活系廃棄物と事務所から出る事業系廃棄物とに分けられ、産業廃棄物以外のものをいいます。し尿も一般廃棄物に含まれます。これらは原則として市町村が処理することになっています。

○エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験することにより、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に関心を持つ観光のあり方をいいます。

○エコドライブ

アイドリングストップ等の環境に配慮した自動車の運転をいいます。

○エコマーク

環境への負荷の低減等を通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマークをいいます。

○オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

○温室効果ガス

大気を構成する気体で、地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に再放出する気体のことです。気候変動枠組条約において、現在、附属書I国が提出すべき温室効果ガスインベントリでは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出量の算定対象となっています。

《か行》

○外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物をいいます。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがありますが、これら

資料編

は自然状態では生じ得なかった影響を人為的（意図的又は非意図的）にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物といわれています。

○環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。わが国では、環境影響評価法や各県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所等を対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

○環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリン等の使用量や支出額を集計して、二酸化炭素等の環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。

○環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

環境中に存在するいくつかの化学物質の中に、動物の体内のホルモン作用と類似の作用をするものがあり、これが野生生物や人の内分泌（ホルモン）作用を乱し、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こす等の影響を及ぼしている可能性が指摘されています。これらの問題を我が国では「環境ホルモン問題」と呼んでいます。

○環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14001（ISO：国際標準化機構）がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取り組みが展開できるEA21（エコアクション21）を策定し、現在その普及が進められています。

○気候変動枠組条約

地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため、1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効されました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととされない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課しています。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

○グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年（昭和56年）5月に制定したマークです。

グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したものの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものです。グリーンマークを表示するためには、当センターの承認とそのための手続き等が必要となります。



○光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与えます。

○こどもエコクラブ

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブで、環境省が地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

《さ行》

○再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいいます。

○最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

○酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきます（沈着）。それには2種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪等の形

資料編

で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれています。）であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれています。）です。当初はもっぱら酸性の強い（pH の低い）雨のこののみに関心が寄せられていました。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとしてとらえられています。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義しています。

○水源涵養^{すいげんかんよう}

雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・促進する自然の持つ機能のことをいいます。

○3R

①Reduce（リデュース）、②Reuse（リユース）、③Recycle（リサイクル）のことをいい、この3つの頭文字をとって3Rと呼ばれています。それぞれ以下の意味があります。

①Reduce（リデュース）：使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

②Reuse（リユース）：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

③Recycle（リサイクル）：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

○生態系

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体のまとまりをいいます。

《た行》

○ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系等に対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は、炭素・水素・塩素を含むものの燃焼に伴って生成されます。

○地球温暖化

化石燃料の大量消費等によって二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、海洋の酸性化等が懸念されています。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃度は、石炭や石油等の化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えています。

○地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化問題に対処するため、市民（団体）・事業者・行政等の様々な主体が連携し、それぞれの地域で実践活動する組織をいいます。地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」にその設置が規定されています。

○窒素酸化物

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業所、自動車から排出されています。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つです。

《な行》

○二酸化硫黄（→「硫黄酸化物」参照）

○二酸化窒素（→「窒素酸化物」参照）

《は行》

○排水性舗装

雨水が地中に浸透し、排水性にも優れている舗装をいいます。都市部では水の循環を促し、寒冷地では路面の凍結をある程度防ぐ効果があります。

○バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等があります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼による発電利用、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料利用もあります。

○バイオマスエネルギー（→「バイオマス」参照）

○ハイブリッド車

作動原理が異なる二つ以上の動力源を持ち、状況に応じて単独、あるいは複数と、動力源を変えて走行する自動車のことをいいます。ハイブリッド車は、化石燃料と電気の組み合わせ等により、環境負荷の低い実用車として注目されています。

○浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のものをいいます。

資料編

《や行》

○有害大気汚染物質

ベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物（塩素を含む炭素化合物）で、人体や環境に有害な物質をいいます。

《A～Z》

○BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

○COD（化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいいます。BODと同様、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、湖沼及び海域の汚濁指標として採用されています。